

令和6年 第5回 宇都宮市教育委員会
付 議 事 件 表

令和6年3月18日

1 審議事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
議案第13号	宇都宮市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定	1	○
議案第14号	職員の人事について	2	×
議案第15号	宇都宮市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	3	×

2 協議事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
協議第1号	令和6年度教育委員会基本方針（案）について	4	×

3 報告事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
報告第16号	令和6年3月議会一般質問の概要について	5	○
報告第17号	教育行政相談の内容と対応について	6	×
報告第18号	教育長の権限に属する事務の委任及び事務決裁規程及び宇都宮市教育委員会文書取扱規程の一部改正	7	○
報告第19号	令和5年度宇都宮市「学習内容定着度調査」及び「学習と生活についてのアンケート」の結果概要について	8	○
報告第20号	上神主・茂原官衙遺跡出土刻書瓦の重要文化財指定について	9	○

4 その他

番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
(1)	ライトラインを利用した通学区域弾力化制度による令和6年度入学者の2次募集結果について	資料	○
(2)	令和5年度社会教育委員の会議の結果について	資料	○
(3)	令和5年度第2回生涯学習センター運営審議会の結果について	資料	○
(4)	令和5年度第2回宇都宮市視聴覚ライブラリー運営委員会結果について	資料	○
(5)	冒険活動センターだより「ぼうけん」について	資料	○
(6)	「宮っこを守り・育てる都市宣言」について	資料	○

議案第 13 号

宇都宮市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定

宇都宮市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 18 日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

宇都宮市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則

(宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則の一部改正)

第 1 条 宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則（平成 14 年教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 条の 3」を「第 4 条の 4」に、「第 15 条」を「第 14 条」に、「第 16 条」を「第 15 条」に改める。

第 3 条中第 17 号及び第 18 号を削り、第 19 号を第 17 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(18) スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 10 条第 2 項及び文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 7 条の 2 第 2 項の規定に基づく意見を申し出ること。

第 3 条中第 20 号を第 19 号とする。

第 2 章中第 4 条の 3 を第 4 条の 4 とし、第 4 条の 2 を第 4 条の 3 とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(教育長の臨時代理)

第 4 条の 2 教育委員会は、第 3 条各号に掲げる事項の処理について、緊急を要し、教育委員会の会議を招集する時間的な余裕がないと認めるときは、教育長に、臨時に代理させることができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、直近の教育委員会の

会議において報告しなければならない。

第5条第2項の表文化課の項及びスポーツ振興課の項を削る。

第6条第1項中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、第8号を第3号とし、第9号を第4号とし、同項第10号中「研修」を「給与」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第11号を第6号とし、第12号から第20号までを5号ずつ繰り上げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 危機管理に関すること。

第21号を削り、第22号を第17号とする。

第6条第2項に次の1号を加える。

(5) 学校校庭の夜間開放事業に関すること。

第6条第3項に次の1号を加える。

(7) 冒険活動センターに関すること。

第6条第6項及び第7項を削る。

第7条第2項中「教育委員会に係る連絡調整に関する事務を処理する」を「第8条の3第2項第6号に規定する事務執行の支援を行う」に改める。

第8条第3項中「第4条の3第1項」を「第4条の4第1項」に、「第4条の2」を「第4条の3」に改める。

第8条の2の次に次の1条を加える。

(総務担当)

第8条の3 事務局に総務担当を置く。

2 総務担当は、次に掲げる事務を分担する。

(1) 教育行政の総合的企画に関すること。

(2) 事務事業の進行管理及び評価に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 組織及び定員計画並びに人事（教育企画課及び学校教育課が分掌する人事に関するものを除く。）に関すること。

(5) 連絡調整（教育企画課が分掌する危機管理に関するものを除く。）に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、事務局の運営に係る事務に関すること。

第14条を削り、第15条第1項中「スポーツ振興課」を「学校教育課」に

改め、同条を第 14 条とする。

第 16 条第 1 項の表 6 の項を削り、第 4 章中同条を第 15 条とし、第 17 条を第 16 条とし、第 17 条の 2 を第 17 条とする。

第 19 条を削り、第 20 条第 1 項中「第 20 条の 2 及び第 20 条の 3」を「第 20 条及び第 21 条」に改め、同条を第 19 条とする。

第 20 条の 2 中「宇都宮市行政組織規則（昭和 41 年規則第 4 号）第 24 条の 5 に規定する田原事務所」を「宇都宮市コミュニティプラザ条例（平成 19 年条例第 12 号）第 2 条に規定する宇都宮市田原コミュニティプラザ」に改め、同条を第 20 条とする。

第 22 条を削り、第 4 章中第 21 条を第 22 条とし、第 20 条の 3 を第 21 条とする。

（宇都宮市教育委員会公印規則の一部改正）

第 2 条 宇都宮市教育委員会公印規則（昭和 50 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「	同	8	同	方 21	同	文化課	
	同	9	同	方 21	同	スポーツ振興課	
	同	10	同	方 21	同	教育センター	を
	宇都宮市教育 委員会附属機 関之長印	11	同	方 20	附属機関の長 をもつて発す る文書	教育企画課	」

「	同	8	同	方 21	同	教育センター	
	宇都宮市教育 委員会附属機 関之長印	9	同	方 20	附属機関の長 をもつて発す る文書	教育企画課	に
							」

改める。

別表第2中 「 4～10 」 を 「 4～8 」 に、

宇都宮市 教育委員 会教育長	宇都宮市 教育委員 会教育長
専用	専用

「 11 」 を 「 9 」 に改める。

宇都宮市 教育委員 会附属機 関之長印	宇都宮市 教育委員 会附属機 関之長印
------------------------------	------------------------------

(宇都宮市教育委員会職員の身分を示す証票に関する規則の一部改正)

第3条 宇都宮市教育委員会職員の身分を示す証票に関する規則（平成7年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表宇都宮市教育委員会職員証の項中「様式第1号」を「様式」に改め、同表宇都宮市文化財調査員証の項を削る。

別記様式第2号を削り、別記様式第1号を別記様式とする。

(宇都宮美術館条例施行規則の廃止)

第4条 宇都宮美術館条例施行規則（平成8年教育委員会規則第9号）は、廃止する。

(宇都宮市文化財保護審議委員会規則の廃止)

第5条 宇都宮市文化財保護審議委員会規則（昭和42年教育委員会規則第1号）は、廃止する。

(宇都宮市文化財調査員設置規則の廃止)

第6条 宇都宮市文化財調査員設置規則（昭和42年教育委員会規則第2号）は、廃止する。

(宇都宮市文化財展示施設条例施行規則の廃止)

第7条 宇都宮市文化財展示施設条例施行規則（平成3年教育委員会規則第1

号)は、廃止する。

(宇都宮市スポーツ推進委員に関する規則の廃止)

第8条 宇都宮市スポーツ推進委員に関する規則(昭和37年教育委員会規則第10号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(提案の理由)

宇都宮市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の施行及び令和6年度の機構改革等に伴い、関係規則の改正及び廃止をしようとするものであります。

宇都宮市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の施行等に伴う
関係規則の整備に関する規則の制定について

1 制定の理由

令和6年度の機構改革に伴い、文化課及びスポーツ振興課を市長部局に移管するほか、教育委員会担任事項に係る教育長への臨時代理に係る規定を定めるため、関係規則を整備するもの

2 制定の内容

(1) 宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則の一部改正

ア スポーツ・文化行政の市長事務部局への移管に伴う関係規定の削除等

(第3条, 第5条, 第6条, 第15条関係)

- 文化課, スポーツ振興課に係る規定をすべて削除するとともに, スポーツ振興課の事務のうち, 引き続き, 教育委員会事務局の所管とする事務について, 所管課を変更する。

学校校庭夜間開放事業に関する事 → 学校管理課

冒険活動センターに関する事 → 学校教育課

- スポーツ基本法及び文化芸術基本法における, 市長が地方スポーツ推進計画及び地方文化芸術推進基本計画を制定・変更しようとするときは教育委員会からの意見聴取を必要とする旨の規定を踏まえ, 教育委員会の担任事項にこれらの意見聴取に係る意見の申出を追加する。

イ 教育委員会運営の効率化(第4条の2関係)

- 緊急を要し, 教育委員会会議を招集する暇がない場合において, 教育委員会運営の効率化を図るため, 教育委員会の担任事項について, 教育行政の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき, 教育委員会の権限に属する事務の教育長への臨時代理に係る規定を新たに定める。

ウ 総務担当制度の見直し(第6条, 第8条の3関係)

- 教育長, 教育次長等のトップマネジメントの下に総務担当の機能強化を図るため, 総務担当を現行の「教育企画課付」から「教育委員会事務局付」に見直す。

エ 田原出張所廃止に伴う引用条文の整理(第20条関係)

- 田原出張所が廃止されることから, 引用条文を整理する。

(2) 宇都宮市教育委員会公印規則の一部改正（別表第1関係）

- ・ スポーツ・文化行政の市長部局への移管に伴い、文化課、スポーツ振興課の公印を廃止する。

(3) 宇都宮市教育委員会職員の身分を示す証票に関する規則の一部改正（別表関係）

- ・ 文化行政の市長部局への移管に伴い、文化財調査員に係る証票を削除する。

(4) スポーツ・文化行政事務に係る関係規則の全部廃止

- ・ スポーツ・文化行政の市長部局への移管に伴い、下記の規則を全部廃止する。

〔廃止する規則〕

宇都宮美術館条例施行規則，宇都宮市文化財保護審議委員会規則，

宇都宮市文化財調査員設置規則，宇都宮市文化財展示施設条例施行規則，

宇都宮市スポーツ推進委員に関する規則

3 施行期日

令和6年4月1日

教育長による臨時代理について

1 制度概要

- ・ 臨時代理とは、緊急を要する事案で、教育委員会会議を招集する暇がない場合、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に臨時に代理させることであり、導入の際には教育委員会の規則に定める必要がある。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条参照)
- ・ 中核市（62 市）の 8 割以上の市が導入しており、議案に対する意見申出、規則改正、附属機関委員の委嘱等の緊急的な事案について、臨時代理が行われている。

2 本市の状況

（１）緊急的事案の対応

- ・ 教育委員会会議を招集する暇がない場合、本市では持ち回りの臨時会で対応している。今年度の持ち回りの臨時会で審議した案件は以下の通り。
 - 子どもの家の指定管理者の指定（所管課で、早期に指定後の事務手続きを進める必要があった）【10 月】
 - 文化・スポーツの移管に関する特例条例の議会からの意見聴取【12 月】
 - 緊急的な教育に関する議案提出（年度当初計画外の補正予算）【12 月】
⇒指定管理者の指定については、本来公開案件であるが、持ち回り開催のため非公開となった。

（２）課題

ア 持ち回りの臨時会の課題・問題点

- ・ 公開できる案件を事実上非公開とせざるを得ない状況にある。
- ・ 特例条例の意見聴取や指定管理者の指定など、教育委員会会議で議論を重ねた案件や、補正予算など、修正・変更が困難な案件で、持ち回りの臨時会を多用している状況にある。
 - ⇒①非公開となり、公開を原則とする「開かれた教育委員会」として相応しいか。
 - ②教育委員の時間的負担となり、また、効率的でない。
 - ③持ち回りのため、教育委員による議論が行われていない。

イ 臨時代理の課題

- ・ 運用の要件は「緊急を要する事案・会議を招集する時間的暇がない」のみであるため、運用の仕方によっては、教育委員軽視につながる懸念がある。

3 今後の対応

- ・ 上記の課題に対応するため、教育委員会組織運営規則を改正し、臨時代理を導入する。

	課題	臨時代理
臨時会 (持ち回り)に関する こと	①公開を原則とする「開かれた教育委員会」に相応しいか。	報告案件として公開できる。
	②教育委員の時間的負担となり、また、効率的でない。	開催予定の会議で報告を行うため、新たな時間的負担は発生しない。
	③実態として、委員相互の議論は行われていない。	報告案件として教育委員の意見表明が可能である。
臨時代理に関する こと	運用の仕方によっては教育委員軽視につながる懸念がある。	臨時代理の案件について点検・評価を行うこととなっている。活動方針を審議する際に事前に合意することが可能。

- ・ 活動方針に臨時代理が運用できる範囲を定める。(4月定例会審議事項)

【活動方針記載内容案】

- ・ 以下に該当し、かつ、緊急を要し会議を開く暇がない場合については教育長による臨時代理を認める。
(臨時代理の運用範囲)
 - 緊急的に対応する議案(補正予算等)に関する意見申出
 - 指定管理者の指定(教育委員会で議論を経ており、議会議決後の審議を行う段階にあるもので契約手続上暇がないものなどに限る)
 - その他、客観的に暇がないことが明らかであるなど、真にやむを得ないもの
- ・ 教育長による臨時代理の報告があった際には、教育委員独自の視点で意見を述べ、今後の運用に反映させる。

（参考）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 （略）

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 （略）

（参考）今後の教育委員会会議について

類型	開催時期	備考
定例会（参集）	月 1 回	時間的な都合や物理的な距離の都合で参集が困難な委員はオンラインでの参加も可能
臨時会（参集）	定例会以外で当初から予定するもの	
定例会／臨時会 （オンライン開催）	感染症等で参集が困難な場合	
教育長の臨時代理	緊急を要し会議を開く暇がない場合	臨時代理できる範囲について活動方針の中で明らかにする。臨時代理直後の定例会・臨時会で報告を行う。

宇都宮市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定

新旧対照表

1 宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則

改 正 前	改 正 後
目次	目次
第 1 章 趣旨（第 1 条）	第 1 章 同左
第 2 章 教育委員会（第 2 条－ <u>第 4 条の 3</u> ）	第 2 章 教育委員会（第 2 条－ <u>第 4 条の 4</u> ）
第 3 章 教育委員会事務局（第 5 条－ <u>第 1 5 条</u> ）	第 3 章 教育委員会事務局（第 5 条－ <u>第 1 4 条</u> ）
第 4 章 教育機関（ <u>第 1 6 条</u> －第 2 2 条）	第 4 章 教育機関（ <u>第 1 5 条</u> －第 2 2 条）
第 5 章 補則（第 2 3 条）	第 5 章 同左
附則	附則
（教育委員会の担任事項）	（教育委員会の担任事項）
第 3 条 教育委員会の担任する事務は、次のとおりとする。	第 3 条 教育委員会の担任する事務は、次のとおりとする。
（1）教育行政に関する基本的な方針及び計画を策定すること。	（1）同左
（2）教育委員会規則及び訓令の制定又は改廃を行うこと。	（2）同左
（3）教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。	（3）同左
（4）教育機関の設置若しくは廃止または位置若しくは名称の変更を行うこと。	（4）同左
（5）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表すること。	（5）同左
（6）教育委員会の組織又は職員の人事に関する基本方針を定めること。	（6）同左
（7）県費負担教職員の人事に関する内申の基本方針を定め、内申すること。	（7）同左
（8）教育委員会事務局（以下「事務局」という。）職員及び県費負担教職員以外の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。	（8）同左
（9）職員及び県費負担教職員の研修の基本方針を定めること。	（9）同左
（10）教育委員会所管の附属機関の委員の委嘱若しくは解職又は任免を行うこと。	（10）同左
（11）教育委員会所管の附属機関への諮問を決定すること。	（11）同左

(12) 職員の懲戒に関すること。 (13) 県費負担教職員の懲戒について内申すること。 (14) 通学区域の設定又は変更を行うこと。 (15) 教科用図書の採択を行うこと。 (16) 教育委員会が当事者となる訴訟，審査請求その他の争訟に関すること。 <u>(17) 指定文化財の指定若しくは認定建造物の認定又はその解除を行うこと。</u> <u>(18) 宇都宮市民遺産の認定又はその解除を行うこと。</u> <u>(19) 指定管理者の指定，取消及び停止を行うこと。</u> <u>(20) 前各号に掲げるもののほか特に重要と認められる事項</u> (教育長の専決事項) <u>第4条の2</u> 教育長は，次に掲げる事項を専決することができる。 (1)～(4) 略 2 略 (教育長職務代理者) <u>第4条の3</u> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地方教育行政法」という。）第13条第2項の規定により教育長が指名する委員（以下「教育長職務代理者」という。）の任期は，1年とする。ただし，再任を妨げない。	(12) 同左 (13) 同左 (14) 同左 (15) 同左 (16) 同左 <u>(17) 同左</u> <u>(18) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第2項及び文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第2項の規定に基づく意見を申し出ること。</u> <u>(19) 同左</u> <u>(教育長の臨時代理)</u> <u>第4条の2 教育委員会は，第3条各号に掲げる事項の処理について，緊急を要し，教育委員会の会議を招集する時間的な余裕がないと認めるときは，教育長に，臨時に代理させることができる。</u> <u>2 教育長は，前項の規定により臨時に代理したときは，直近の教育委員会の会議において報告しなければならない。</u> (教育長の専決事項) <u>第4条の3</u> 同左 (1)～(4) 略 2 略 (教育長職務代理者) <u>第4条の4</u> 同左
--	---

2 略

(教育委員会事務局)

第5条 略

2 前項に規定する課は、次のとおりとする。

課名
教育企画課
学校管理課
学校教育課
学校健康課
生涯学習課
<u>文化課</u>
<u>スポーツ振興課</u>

(課の事務分掌)

第6条 教育企画課が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育委員会の総合調整に関すること。
- (3) 教育行政の総合的企画に関すること。
- (4) 事務事業の進行管理及び評価に関すること。
- (5) 予算及び決算に関すること。
- (6) 組織及び定員計画に関すること。
- (7) 教育長の秘書及び渉外に関すること。
- (8) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (9) 通学区域に関すること。
- (10) 事務局職員及び県費負担教職員以外の教育機関の職員の任免その他の人事及び研修に関すること。
- (11) 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。
- (12) 教育委員会における契約事務の執行、指導及び入札参加者指名委員会等運

2 略

(教育委員会事務局)

第5条 略

2 前項に規定する課は、次のとおりとする。

課名
教育企画課
学校管理課
学校教育課
学校健康課
生涯学習課

(課の事務分掌)

第6条 教育企画課が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 同左
- (2) 同左
- (3) 同左
- (4) 同左
- (5) 事務局職員及び県費負担教職員以外の教育機関の職員の任免その他の人事及び給与に関すること。
- (6) 同左
- (7) 同左

営に関する事（他の主管に属するものを除く。）。 (13) 条例及び規則その他規程等の審査並びに教育委員会の公告式に関する事。 (14) 教育行政に関する相談及び広報に関する事。 (15) 教育行政全般に係る計画に関する事（他の主管に属するものを除く。）。 (16) 教育委員会内の特命による課題の調査研究に関する事。 (17) 幼児教育の振興に関する事。 (18) 私立学校（幼稚園を除く。）に関する事。 (19) 育英事業に関する事。 (20) 公印に関する事。 <u>(21) 教育委員会の事務改善に関する事。</u> <u>(22) 教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定及び総合教育会議の庶務に関する事。</u> 2 学校管理課が分掌する事務は次のとおりとする。 (1) 学校運営予算の管理，執行及び学校物品等の管理に関する事（他の主管に属するものを除く。）。 (2) 学校施設の維持管理及び整備に関する事。 (3) 教科用図書の無償給付に関する事。 (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒及び児童の入学，転学及び退学並びに出席督促に関する事。 3 学校教育課が分掌する事務は，次のとおりとする。 (1) 県費負担教職員の任免その他の人事に関する事。 (2) 学校の組織編制，教育課程，学習指導，児童及び生徒の指導並びに進路指導に関する事。	(8) 同左 (9) 同左 (10) 同左 (11) 同左 (12) 同左 (13) 同左 (14) 同左 (15) 同左 <u>(16) 危機管理に関する事。</u> (17) 同左 2 学校管理課が分掌する事務は次のとおりとする。 (1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 同左 <u>(5) 学校校庭の夜間開放事業に関する事。</u> 3 学校教育課が分掌する事務は，次のとおりとする。 (1) 同左 (2) 同左
---	---

(3) 教科書その他の教材の取り扱いに関する事。 (4) 児童及び生徒の生活指導並びに出席停止に関する事。 (5) 学校事故に関する事。 (6) 学校教育制度に関する事。 4・5 略 <u>6 文化課が分掌する事務は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 芸術及び文化の振興に関する事。</u> <u>(2) 文化財に関する事。</u> <u>(3) 文化財保護審議委員会に関する事。</u> <u>(4) 公益財団法人うつのみや文化創造財団に関する事。</u> <u>(5) 宇都宮市文化会館に関する事。</u> <u>(6) 宇都宮美術館に関する事。</u> <u>(7) うつのみや文化の森に関する事（前号に規定する部分を除く。）。</u> <u>(8) うつのみや妖精ミュージアムに関する事。</u> <u>7 スポーツ振興課が分掌する事務は、次のとおりとする。</u> <u>(1) スポーツの振興に関する事。</u> <u>(2) スポーツ推進審議会に関する事。</u> <u>(3) スポーツ施設及びキャンプ場に関する事。</u> <u>(4) 学校校庭夜間開放事業に関する事。</u> <u>(5) 冒険活動センターに関する事。</u> <u>(6) 公益財団法人宇都宮市スポーツ振興財団に関する事。</u> (筆頭課) 第7条 略 2 筆頭課は、第6条に規定する当該課の分掌事務のほか、<u>教育委員会に係る連絡調整に関する事務を処理する。</u> (教育次長) 第8条 略	(3) 同左 (4) 同左 (5) 同左 (6) 同左 <u>(7) 冒険活動センターに関する事。</u> 4・5 略 (筆頭課) 第7条 略 2 筆頭課は、第6条に規定する当該課の分掌事務のほか、<u>第8条の3第2項第6号に規定する事務執行の支援を行う。</u> (教育次長) 第8条 略
--	---

2 略

3 第4条の3第1項に規定する職務代理者及び同条第2項に規定する委員が行う職務のうち、第4条及び第4条の2に規定する職務については、地方教育行政法第25条第4項の規定により教育次長がその職務を代理する。

(担当)

第14条 次の表の左欄に掲げる担当を同表中欄の課に置き、その担任する事務は同表右欄に定めるとおりとする。

<u>担当名</u>	<u>課名</u>	<u>担任内容</u>
<u>総務担当</u>	<u>教育企画課</u>	<u>第6条第1項第2号から第6号の事務</u>

(宇都宮市冒険活動センター)

第15条 スポーツ振興課の出先機関として、次のとおり宇都宮市冒険活動センター（以下この条において「センター」という。）を置く。

2～14 略

(教育機関)

第16条 教育委員会に置かれる教育機関は、次の表の左欄に掲げるものとし、その所管は、同表右欄に掲げる課とする。

教育機関	所管課
------	-----

2 略

3 第4条の4第1項に規定する職務代理者及び同条第2項に規定する委員が行う職務のうち、第4条及び第4条の3に規定する職務については、地方教育行政法第25条第4項の規定により教育次長がその職務を代理する。

(総務担当)

第8条の3 事務局に総務担当を置く。

2 総務担当は、次に掲げる事務を分担する。

(1) 教育行政の総合的企画に関すること。

(2) 事務事業の進行管理及び評価に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 組織及び定員計画並びに人事（教育企画課及び学校教育課が分掌する人事に関するものを除く。）に関すること。

(5) 連絡調整（教育企画課が分掌する危機管理に関するものを除く。）に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、事務局の運営に係る事務に関すること。

(宇都宮市冒険活動センター)

第14条 学校教育課の出先機関として、次のとおり宇都宮市冒険活動センター（以下この条において「センター」という。）を置く。

2～14 略

(教育機関)

第15条 教育委員会に置かれる教育機関は、次の表の左欄に掲げるものとし、その所管は、同表右欄に掲げる課とする。

教育機関	所管課
------	-----

1	教育センター	
2	上河内学校給食センター	学校健康課
3	生涯学習センター	生涯学習課
4	図書館	生涯学習課
5	視聴覚ライブラリー	生涯学習課
6	美術館	文化課

2 略

（教育センター）

第17条 宇都宮市教育センターは、宇都宮市教育センター条例施行規則（平成15年教育委員会規則第5号）第2条に規定する事務を行うものとする。

2～16 略

（上河内学校給食センター）

第17条の2 宇都宮市上河内学校給食センター（以下この条において「センター」という。）は、次の各号に掲げる事務を分掌する。

2～11 略

第19条 削除

（図書館）

第20条 図書館は、宇都宮市立図書館条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第3号。以下この条、第20条の2及び第20条の3において「規則」という。）第28条第1項に規定する事務を行うものとする。

2～34 略

（田原コミュニティプラザ図書室の事務執行職員）

第20条の2 規則第19条の2に規定する田原コミュニティプラザ図書室における事務を執行する職員は、法第180条の3の規定により、宇都宮市行政組織規則（昭和41年規則第4号）第24条の5に規定する田原事務所の業務を分掌する市長の職員をもって充てる。

（図書館ブランチの事務執行職員）

第20条の3 規則第20条に規定する図書館ブランチにおける事務を執行する

 | | | | |---|-------------|-------| | 1 | 教育センター | | | 2 | 上河内学校給食センター | 学校健康課 | | 3 | 生涯学習センター | 生涯学習課 | | 4 | 図書館 | 生涯学習課 | | 5 | 視聴覚ライブラリー | 生涯学習課 | 2 略 （教育センター） 第16条 同左 2～16 略 （上河内学校給食センター） 第17条 同左 2～11 略 （図書館） 第19条 図書館は、宇都宮市立図書館条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第3号。以下この条、第20条及び第21条において「規則」という。）第28条第1項に規定する事務を行うものとする。 2～34 略 （田原コミュニティプラザ図書室の事務執行職員） 第20条 規則第19条の2に規定する田原コミュニティプラザ図書室における事務を執行する職員は、法第180条の3の規定により、宇都宮市コミュニティプラザ条例（平成19年条例第12号）第2条に規定する田原コミュニティプラザの業務を分掌する市長の職員をもって充てる。 （図書館ブランチの事務執行職員） 第21条 同左 |

職員は、法第 180 条の 3 の規定により、宇都宮市支所及び出張所設置条例（平成 19 年条例第 11 号）第 2 条に規定する宇都宮市役所バンパ出張所の業務を分掌する市長の職員をもって充てる。 （視聴覚ライブラリー） <u>第 21 条</u> 宇都宮市立視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）は、宇都宮市立視聴覚ライブラリー条例施行規則（昭和 56 年教育委員会規則第 4 号）第 20 条に規定する事務を行うものとする。 2～13 略 <u>（美術館）</u> <u>第 22 条</u> 宇都宮美術館条例（平成 8 年条例第 34 号。以下この条において「条例」という。）第 1 条により設置された美術館の所掌事務は、次のとおりとする。 <u>（1）美術館の庶務に関すること。</u> <u>（2）条例第 3 条に規定する事業に関すること。</u> <u>（3）美術館の施設設備の維持管理に関すること。</u>	（視聴覚ライブラリー） <u>第 22 条</u> 同左 2～13 略
--	--

2 宇都宮市教育委員会公印規則

改 正 前						改 正 後					
別表第 1 （第 3 条関係）						別表第 1 （第 3 条関係）					
公印名	ひな形	書体	寸法(ミ リメートル)	用途	保管課所	公印名	ひな形	書体	寸法(ミ リメートル)	用途	保管課所
宇都宮市教育委員会	1	てん書	方23	一般文書用	教育企画課	宇都宮市教育委員会	1	てん書	方23	一般文書用	教育企画課
宇都宮市教育委員会 教育長	2	同	方30	賞状・表彰状・ 感謝状専用	同	宇都宮市教育委員会 教育長	2	同	方30	賞状・表彰状・ 感謝状専用	同
同	3	同	方21	一般文書用	同	同	3	同	方21	一般文書用	同
同	4	同	方21	同	学校管理課	同	4	同	方21	同	学校管理課
同	5	同	方21	同	学校教育課	同	5	同	方21	同	学校教育課
同	6	同	方21	同	学校健康課	同	6	同	方21	同	学校健康課
同	7	同	方21	同	生涯学習課	同	7	同	方21	同	生涯学習課
<u>同</u>	<u>8</u>	<u>同</u>	<u>方21</u>	<u>同</u>	<u>文化課</u>	同	<u>8</u>	同	方21	同	教育センター
<u>同</u>	<u>9</u>	<u>同</u>	<u>方21</u>	<u>同</u>	<u>スポーツ振興課</u>	宇都宮市教育委員会 附属機関之長印	<u>9</u>	同	方20	附属機関の 長をもって 発する文書	教育企画課
同	<u>10</u>	同	方21	同	教育センター						
宇都宮市教育委員会 附属機関之長印	<u>11</u>	同	方20	附属機関の 長をもって 発する文書	教育企画課						
別表第 2 （第 3 条関係）						別表第 2 （第 3 条関係）					
1	2	3	4～ <u>10</u>	<u>11</u>		1	2	3	4～ <u>8</u>	<u>9</u>	
略	略	略	宇 都 宮 市 教 育 委 員 会 教 育 長	宇 都 宮 市 教 育 委 員 会 附 属 機 関 之 長 印		略	略	略	宇 都 宮 市 教 育 委 員 会 教 育 長	宇 都 宮 市 教 育 委 員 会 附 属 機 関 之 長 印	
			専用						専用		

3 宇都宮市教育委員会職員の身分を示す証票に関する規則

改 正 前			改 正 後		
別表			別表		
証票名	別記様式	参照条文	証票名	別記様式	参照条文
宇都宮市教育委員会職員証	<u>様式第 1 号</u>		宇都宮市教育委員会職員証	<u>様式</u>	
<u>宇都宮市文化財調査員証</u>	<u>様式第 2 号</u>	<u>宇都宮市文化財調査員設置規則</u> <u>第 2 条第 2 項</u>			
<u>様式第 1 号</u> 略			<u>様式</u> 略		
<u>様式第 2 号</u> 略					

報告第16号

令和6年3月議会一般質問の概要について

令和6年3月議会一般質問の概要について、次のように報告する。

令和6年3月18日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

記

1 質問件数と項目

課 名	件数	項 目
教育企画課	2	○次世代を担う人材育成について ○ライトラインに関すること ・令和6年度のライトライン通学者について
学校管理課	3	○公共施設老朽化問題について ・小中学校の建て替えサイクルについて ○教育政策について ・GIGA スクール構想第2期に向けた取組について ○子育て・教育行政について ・小中学校の冷暖房設備について
学校教育課	8	○「産業・環境の未来都市」の実現に向けて ・中小企業振興と価値を認め合う社会の実現に向けた取組について ○教職員の働き方改革について ・教職員の労働環境について ○教職員の働き方改革について ・教職員の採用について ○地域と学校について ○教育行政について ・コミュニティ・スクールについて ・魅力ある学校づくり地域協議会とコミュニティ・スクールのかかわりについて ○小中学校の図書室と図書館の書籍について ○教員を取り巻く環境について ○目指すべき学校教育について

学 校 健 康 課	7	○教育行政について ・ 安心できる学校健診について ○教育行政について ・ 学校給食における保護者負担の軽減について ○教育政策について ・ 部活動の地域移行に向けた取組について ○市長の政治姿勢について ・ 学校給食残渣の資源化について ○子育て・教育行政について ・ 小中学校給食費の無償化について ○子育て・教育行政について ・ 通学路の安全対策について ○危機管理の対応について ・ 小中学校の有事における対策について
生 涯 学 習 課	3	○子どもの家事業をめぐる問題について ○子どもの家事業について ・ 指定管理による成果について ・ 支援員の確保について ・ 長期休業時の支援員の配置について ○教育行政について ・ うつのみやこども賞について
文 化 課	7	○地域資源の活用について ○電気機関車E F 5 7－7を活用した展示について ○百人一首を活用したまちづくりについて ○市長の政治姿勢に関すること ・ 魅力創造部における教育文化の位置づけについて ○市民編成のジャズオーケストラ練習場について ○令和6年度の施策と予算要望について ・ 文化財などの所管を変えようとするものの理由と意義について ○令和6年度の施策と予算要望について ・ 今後の歴史的資源の活用・発信の取組について ・ うつのみや遺跡の広場の更なる周知啓発と復元建物の今後の在り方について

スポーツ振興課	6	○ブレックス新アリーナと駅東公園の整備について ○本市の魅力創造について ・スポーツを活用したまちづくり推進ビジョンについて ○北西部地域体育施設整備事業について ○駅東公園とその周辺の施設整備について ・駅東地区における温水プール整備計画の具体的な内容について ○東部地域のまちづくりビジョンに関すること ・東部スポーツウェルネスラインについて ○令和6年度の施策と予算要望について ・屋板運動場の屋外トイレ増設について
教育センター	3	○「子育て・教育の未来都市」の実現に向けて ・不登校と不登校予備軍に関わる包括的な支援について ○教育行政について ・1人1台端末を使用した悩みの相談システム構築について ○教育行政について ・プログラミング教育について ・今後のパソコン室の在り方について
合 計	39	

令和6年3月議会一般質問の概要

() 内は共管課

議 員	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担 当 課
3月1日 福田 智恵 議員	2 「子育て・教育の未来都市」の実現に向けて (2) 不登校と不登校予備軍に関わる包括的な支援について ・ 教育機会確保法とCOCOLOプランを踏まえ、不登校と不登校予備軍に関わる包括的な支援策について、取組と見解を伺う。 ・ フリースクールの利用料支援や、親の孤立を防ぐ取組を行う民間団体への支援、公設民営のフリースクールについて、見解を伺う。	・ 不登校児童生徒の抱える状況や背景は様々であり、保護者も含め、多様な支援が重要である。 ・ 不登校児童生徒や保護者の支援は、それぞれの悩みに寄り添って、学校や教育センターでの教育相談、「U@りんくす」でのオンライン相談、1人1台端末を活用したオンライン相談窓口の設置など、児童生徒・保護者の状況に対応できる相談体制を整備している。 ・ 新年度から、中学校5校をモデル校とし、現在、週3日別室支援を行うメンタルサポーターが毎日支援できる環境を整え、不登校児童生徒が安心して学校へ通うことができ、保護者の負担軽減にもつながる取組を実践していく。 ・ フリースクールの利用料支援は、フリースクール等に通う経済的に困窮した家庭に対し、県が国の委託事業として、活動費や交通費の助成を行っている。引き続き、この事業の活用を勧めるとともに、利用にあたって、各種制限の撤廃を国に働きかける。	教 育 セ ン タ ー

	(再質問) ・ フリースクールとの連携や保護者への支援について、情報収集や意見交換が必要だと考えるが、見解を伺う。	・ 民間団体への支援は、多様な相談体制を整備していることから、相談が必要な保護者に対し、引き続き、周知啓発に努める。 ・ 公設民営のフリースクールは、本市が設置運営する「まちかどの学校」など、3つの適応支援教室で、児童生徒のニーズに応じた多様な学びの場を提供している。引き続き、相談の中で、適切な学びの場の利用を勧めていく。 ・ 今後も、不登校児童生徒及び保護者の状況に応じて必要な支援を行うとともに、誰一人取り残すことがないように、多様な学びの場の充実により一層努めていく。 (教育長) ・ フリースクールとの連携については、教育委員会としても学校としても随時行っている。 ・ 不登校の保護者は大きな負担を感じる。そのため、不登校を生まない環境を整えることや不登校になった場合、できるだけ早く学校復帰できるよう支援する。 ・ それでも登校できない場合に、保護者への支援が必要となる。保護者の相談窓口は県や国、あるいは市でも教育センターなど様々な窓口があるため、そこでの相談をまずは勧めていく。 (教育長)	
3月1日 福田 智恵 議員	6 「産業・環境の未来都市の実現に向けて」 (1) 中小企業振興と価値を認め合う社会の		商 工 振 興 課 (学 校 教 育 課)

	実現に向けた取組について 持続可能なものづくり産業の人材育成に資する取組として、中学生や高校生への職業体験の機会を強化する必要があると考えるが見解を伺う。	- 製造業は、本市経済の根幹をなす重要な産業であり、製造業の人材の確保や育成を促進することが重要であると認識している。 - このような中、これまで製造業を含む市内企業などに協力をいただきながら、市立中学校の2年生を対象に、働くことの大切さについて学び、勤労観や職業観を育むことができるよう、「宮っ子チャレンジウィーク」を実施するとともに、高校生を対象とした職業体験イベント「じぶん×未来フェア」を開催するなど、若い世代の職業観の育成や、市内企業の魅力発信に取り組んできた。 - 新年度に実施する「宮っ子チャレンジウィーク」や「じぶん×未来フェア」において、若い世代がより一層製造業にも理解を深められるよう、工業団地に積極的に働きかけを行い、より多くの企業の参加を促進していく。 (市長)	
3月1日 菅野 大造 議員	9 教育行政について (1) 安心できる学校健診について 小・中学校において、脱衣を伴う健康診断を実施する際には、配慮が必要であると考えていることから、プライバシーや心情に配慮して健康診断を実施すべきと考えるが、見解を伺う。	- 令和6年1月に国から通知が発出され、児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施に関する環境整備の考え方が示されたところである。 - 本市においては、従来から市医師会と連携し、学校と学校医で事前に健康診断の実施方法を	学 校 健 康 課

		確認しており、今回の通知の内容も含め、児童生徒のプライバシーの確保に努めながら、健康診断を実施しているところである。 今後とも、市医師会や学校と連携しながら、児童生徒が、安心して健康診断を受けられる環境づくりに取り組んでいく。 (教育長)	
3月1日 菅野 大造 議員	9 教育行政について (2) 学校給食における保護者の軽減について 新年度も補助制度を継続するなど、引き続き保護者の負担軽減策の検討が必要と考えるが、見解を伺う。	- 令和4年度から「学校給食等支援事業」を実施し、食材費への支援を実施するとともに、令和5年度においては、9月及び3月の給食費を減額徴収するなど、保護者がより実感できるような給食費の負担軽減を図ったところである。 - 給食費の保護者負担軽減については、中核市教育長会等を通して国へ要望しているところであり、また、国においては、学校給食費の無償化に係る実態調査を行い、その結果を速やかに公表し、具体的方策を検討するとしていることから、本市としては、その動向を注視するとともに、必要な対応を検討していく。 (教育長)	学 校 健 康 課
3月1日 菅野 大造 議員	9 教育行政について (3) 1人1台端末を使用した悩みの相談システム構築について 1人1台端末を活用して、子どもたち	本市では、1人1台端末のホーム画面に「悩	教 育 セ ン タ ー

	が悩みを相談できるシステムを作ること は、安心して過ごせる学校作りにおいて、 大変有効な手段であると考えてるが、本市 における1人1台端末を活用した悩み相談 等の状況と今後の取組について伺う。	み相談窓口」のアイコンを設置し、学校や家庭 の悩みからネット上のトラブルまで、チャット やメールで相談できるなど、すぐに相談・支援 につながる体制を整えてきた。 ・ 学校では、1人1台端末を活用した定期的な アンケート調査や毎朝の健康観察などを実施 し、いち早く心や体の変化、悩み等の把握を行 うなど、工夫した取組に努めている。 ・ 現在、日々の児童生徒の心の状態を天気マー クなどで把握し、累積されたデータやアラート により、心の変化を即時に捉え、全教職員で共 有し、組織的に対応できる、「心の健康観察」 機能の全小中学校への導入に向けて、準備を進 めている。 ・ 今後も、1人1台端末を効果的に活用し、児 童生徒一人一人の悩みや不安に丁寧に寄り添 いながら、居心地のよい安心して過ごせる学校 づくりに努めていく。 (教育長)	
3月1日 福田 久美子 議員	2 ブレックス新アリーナと駅東公園の整備 について ・ 新アリーナ整備のその後の進捗につい て伺う。 ・ 駅東公園の敷地に新アリーナを建設す	・ ブレックスにおいて、2026年から始まる 新B1リーグ「Bプレミア」への参入を目指し、 ブレックスが整備主体となり、駅東公園を候補 地として、新アリーナの機能や規模、管理運営 手法等を含む「新アリーナ構想」の検討を進め ている。 ・ ブレックスが進める新アリーナ整備の検討の	都市魅力創造課 (スポーツ振興課)

	るのであれば市民合意が欠かせないと考えが見解を伺う。 - 新アリーナの機能について、市民スポーツ利用や防災機能を兼ね備えた公共利用にも供する施設が提案されているが、実際の公共利用は年間でどの程度可能なか見解を伺う。 - 仮に駅東公園に新アリーナを建設するならば、現在のブレックスアリーナは取り壊す計画なのか伺う。 - 新アリーナの候補地としてどのようなところが検討されてきたのか伺う。 - 自治基本条例に基づく住民参加型の事業の進め方について見解を伺う。	中で、駅東公園の景観や緑との調和が図れるよう、協議・検討を進めており、本市としては、ブレックスにおいて、建設予定地を含めた「新アリーナ構想」ができしだい、速やかに市のホームページ等により市民の皆様に情報提供するとともに、地域住民への説明を実施する。 - 現在のブレックスアリーナにおいて、多くの市民の皆様に、スポーツ利用やブレックスのホームゲームなどのスポーツ観戦を目的として訪れていただいております。現在、新アリーナ整備の具体的な検討の中においても、公共利用が可能な範囲について、ブレックスにおいて検討を進めている。 - 新アリーナの利用状況や現在のブレックスアリーナの老朽化等を勘案しながら検討していく。 - 新アリーナの整備場所については、公共交通でのアクセスが可能であり、まちの賑わい創出に繋がるエリアが望ましいと考え、ライトライン、ＪＲ、東武鉄道沿線や中心市街地を想定する中で、ライトライン沿線のアクセス性に優れ、特に高い経済効果が見込まれるＪＲ宇都宮駅周辺に位置していることや、現在のブレックスアリーナとの親和性等を考慮するとともに、ブレックスの意向も踏まえ、駅東公園が適当であると考えている。 - 本市の自治基本条例 第６条「市政運営の基本原則」のうち、第４号「透明性の確保」において、「市民に対し、積極的に市政に関する情報を提供すること」を定めており、本市としては、ブレックスにおいて「新アリーナ構想」が
--	---	--

	(再質問) ・ 駅東公園が無くなるのかとの意見が多く、市街地の緑化率が減少してしまうのか伺う。	できしだい、速やかに議会の皆様からご意見を伺った上で、市ホームページやSNSなどにより市民の皆様に情報提供するとともに、地域住民の方々へ丁寧に説明し、意見交換しながら、適切に対応していく。 (経済部長) ・ 駅東公園の景観や緑の調和が図れるよう、ブレックスにおいて整備内容を検討しており、緑は無くならない。 ブレックスにおいて「新アリーナ構想」ができしだい、周知していく。 (経済部長)	
3月1日 福田 久美子 議員	4 子どもの家事業をめぐる問題について ・ 子どもの家事業における児童のクラス分けと支援員の配置について、施設状況にあった柔軟な運用が可能となるよう、国に運用ルールの緩和を求めるべきと考えるが見解を伺う。 ・ 市は子どもの家に年に250日以上の開所を求めているが、人員確保への影響も踏まえ、実態に応じた開所日の基準の緩和などではできないのか見解を伺う。 ・ 市が保育士バンク制度のようなものを設け、人材確保を支援すべきと考えるが	・ 本市子どもの家事業については、児童の安全や事業の質を確保するため、国に沿った基準を適用している。 この基準の運用ルールの緩和について、既に国では柔軟な運用が認められているため、今後の子どもの家の利用状況等に応じ緩和の必要性について慎重に見極めていく。 ・ 国の基準においては「年間250日以上を原則としてその地方の状況等を考慮して定める」とされており、子育て日本一を目指す本市としても、保護者の就労形態などに合わせて、必要とする全ての児童を受け入れることができるよう国基準に沿って開所していく。 ・ 運営に必要な組織整備は原則として指定管理者が担うものと考えているが、実際に、指定管理者や支援員からの相談により、支援員の確保	生涯学習課

	見解を伺う。 ・ 保育の質の向上のための研修の機会を市が作るべきと考えるが見解を伺う。 ・ 支援員の声を直接聞く機会がほとんどない現状について見解を伺う。 (再質問) ・ クラス分けと支援員の配置について、国が柔軟な対応を認めていて市の条例の問題だとすれば、市は現場の実情に合わ	に課題があることを認識している。 そのため、保育士・保育所支援センターを活用した求人情報の発信や、就職予定の学生などへの子どもの家事業の周知など、新たな人材確保方策について検討していく。 ・ 人材育成に係る研修については原則として指定管理者が行い、知識の幅を広げる研修については県や市で実施している。 また、令和5年度は、支援員同士の意見交換や、交流、実践的な能力・知識の向上などを目的に、グループワークを盛り込んだ研修を市が実施したところであり、引き続き、質の向上に向け、人材育成の支援に取り組んでいく。 ・ 毎年の実地調査における主任支援員への聞き取りのほか、支援員から直接、所管課に連絡をいただくことにより、現場における課題などを把握している。 また、毎年実施している市・指定管理者・地域の三者による意見交換会においても、支援員の声の代弁を含む様々な意見を聞き、事業の改善に繋げており、引き続き、あらゆる機会を通して支援員の意見を伺っていく。 (教育次長) ・ 新年度に2期目の指定期間に移行するブロックの中で、人員の確保が難しいブロックもあることを把握している。 優先すべきは児童と保護者の就労支援であ	
--	--	---	--

	せて条例を変える必要があるのではない か。 新年度から支援員の確保が難しくなる 状況の子どもの家があり，早急に何らか の対策が必要と思われる。 現場と話し合いを進めて必要な対応をし てもらいたいと考えるが見解を伺う。	り，これらの利益のために支援員の確保につい て支援していきたい。 (教育次長)	
3月4日 茂木 祐佳里 議員	6 教育行政について ・ プログラミング教育の小学校必修化か ら4年が経過した現在，その効果をどの ように捉え，今後どのように充実させて いくのか伺う。	・ 本市のプログラミング教育については，小学 校では，算数などを活用し，中学校では，技術・ 家庭科を中心に着実に実施されているところ である。 ・ 各学校を対象に，令和5年12月に実施した アンケート調査の結果によると，「創造的な学 びが実施されている。」と回答した割合は，8 7%にのぼっており，小学校段階から簡単にプ ログラミングできるアプリを使うことで，新た な動きを自分で生み出すなど，創造的に考える 姿が見られている。 ・ また，ロボットカーなどを意図したとおりに 動かすことで，情報処理の手順を，筋道を立て て考える力が育ってきているところである。 ・ 今後は，プログラミングへの興味・関心を高 めるとともに，児童生徒が創造力や論理的思考 力をより一層，高められるよう，現在，改訂を 進めている「プログラミング教育年間指導計 画」に基づき，先端技術に触れる「U－STE	教 育 セ ン タ ー (学 校 管 理 課)

	• G I G Aスクール構想により1人1台端末が整備されている現状を鑑み、校内パソコン室は廃止やその他活用も考えるべきであり、パソコン室の開放を行い、個人や地域における学びなおしの機運醸成を図ることを提案するとともに、今後の端末更新を見据えたパソコン室の在り方について伺う。 (再質問) • パソコン室は、リース満了時でなくなるとのことだが、それまでの間、あまり使用されていないのはもったいない。防犯上の問題はあると思うが、活用策はあるのか。 (再質問) • メディアセンターでは、具体的にどんな活動をしているのか。	AM学習」や、1人1台端末を活用したプログラミングの実践を通して、本市プログラミング教育の更なる充実に取り組んでいく。 • 各校のパソコン室に設置している機器については、リース満了時に更新を行わず、段階的に撤去・縮小し、令和7年1月末には、すべての機器の配置が終了する予定となっており、パソコン室については、I C Tを活用した授業研究などを行う「メディアセンター」としての活用や、学級増に伴う普通教室への転用など、各学校の実情に合わせ、有効に活用している。 • 議員ご提案の「学びなおしの場」としての、パソコン室の開放については、防犯上の問題などがあるため、引き続き、学校教育での利用を最優先とし、学校の実情に応じたパソコン室の有効活用に努めていく。 (教育長) • パソコン室については、学校の実情に合わせて活用しているが、メディアセンターとしてプログラミング教育の準備室などで利用している。 また、パソコン室は奥まった場所にあることが多く、防犯上課題があるので、今のところ開放するのは難しいと考えている。学校教育優先で有効活用していく。 (教育次長) • メディアセンターは、プログラミング等の	
--	---	---	--

	(再質問) 「U－STEAM学習」とは、STEAM学習と宇都宮を組み合わせた学習という理解でよいか伺う。	授業の実践の場や、ICT機器の保管場所、ICT支援員の作業場所などとして活用している。 リース期間満了までは機器があり、有効活用が出来ていないところはあるかもしれないが、リース期間満了後は、各校の実情に合わせて有効に使っていく。 (教育次長) 高等学校以上で行う、STEAM学習の基礎を養うために、義務教育段階から行っていくものが「U－STEAM学習」である。「U－STEAM学習」の中に先端技術を利用した学習があり、プログラミング教育も含まれているので、その中でコンピュータに意図した処理を行わせるための論理的思考力の育成を目指した取組を進めていきたいと考えている。 (教育長)	
3月4日 今野 哲也 議員	10 次世代の人材育成について これからの人口減少社会においては、相対的に国力が低下すると危惧される中、少々のことではへこたれず、忍耐強く我慢を重ね、人間力を備えた子どもの育成が必要であると考え、次世代を担う人材育成について見解を伺う。	- 子どもたちが心豊かな人生を歩んでいくためには、忍耐強く我慢を重ね、人間力を高めることが益々重要であり、「知・徳・体」のバランスのとれた力の育成と我慢し課題に向き合いやり遂げる未来を生き抜く力を養い、人間力を向上させていく必要があり、私自身があらゆる機会を通じて、子どもたちへ直接訴えてきた。 「宮っ子を守り・育てる都市宣言」においても、子どもたちが育ちの根幹である人間力を高	教 育 企 画 課 (学 校 教 育 課)

		めながら成長できる社会の実現を目指すとともに、「SDGs 宮っ子まちづくりプロジェクト」のモデル事業の新規実施など、学校や地域、企業等が一体となって、豊かな心とたくましさのより一層の育成に取り組む。 ・ 今後とも、社会全体で連携・協力し、ビジョンの理念に基づく取組を推進し、高い人間力を育み、次代を担う人材の育成に全力で取り組んでいく。 (市長)	
3月4日 佐藤 孝明 議員	1 地域資源の活用について ・ 地域資源の活用には、地域密着型の人材・資源の発掘、発見を優先し、地域資源の魅力底上げを図り、広域型地域資源に繋げることにより、地元の人々に地域の魅力を再発見してもらうとともに、観光客も市内の周遊をもっと楽しめるようになると思うが見解を伺う。	・ 本市では、「宇都宮市歴史文化基本構想」を策定する中で、市内各地域の歴史文化資源を掘り起こし、本市の歴史文化の特色や魅力を「宇都宮の歴史を紐解くエイト・ストーリー」としてまとめた。 ・ この構想で明らかにした歴史文化資源を活用し、「大谷石文化」が日本遺産に認定されたほか、「みや遺産」の創設により20件の歴史文化資源を認定するなど、地域資源の「掘り起こし」や「磨き上げ」に努めてきた。また、歴史文化資源の魅力を市民や来訪者に効果的に伝えるために、ボランティアの養成講座を開催し、現在約50名のボランティアが活躍している。さらに、情報発信を強化するために SNS などを活用した取組を行っている。 ・ 本市の歴史文化資源の「掘り起こし」などの	文 化 課 (観 光 交 流 課)

	(再質問) 「飛山城史跡公園」など、地域の魅力を掘り起こすためには、地域の人々が地域の魅力を知ることが必要だと思いが見解を伺う。 - 人材を発掘することで地域の活動の幅が広がると思いが見解を伺う。	取組を通じ、「大谷コネクト」内に移築した「旧大谷公会堂」では、音楽演奏会や映画上映会などの多彩なイベントが開催されたほか、「旧篠原家住宅」においても、著名な華道家による展示会が開催されるなど本市の観光振興にも寄与している。 - 今後とも、こうした取組を継続するとともに、新年度に創設される、魅力創造部において文化行政と観光行政の連携強化を図り、更なる魅力発信と観光振興に取り組んでいく。 (市長) 「飛山城史跡公園」は指定管理者が中心となってPRなどに取り組んでおり、ライトラインが開通したことより、地域の方にも身近に地域の魅力を感じてもらえるような取り組みを行っていく。 - ボランティア養成講座の参加者は、修了後に文化財のPRなどに取り組んでいることから、引き続きこれらの人材を活用し、文化財の周知に取り組んでいく。 (教育次長)	
3月4日 佐藤 孝明 議員	2 電気機関車EF57-7を活用した展示について 電気機関車EF57-7を移設しないのであれば、駅東公園の目立つ場所などに移設し活用すれば面白いと考えるが、移設を含め更なる活用についての検討状況について伺う。	駅東公園内に展示されている電気機関車EF57-7は、昭和17年に製造された国産旧型電気機関車の代表的な車両で、EF57型としては国内で現存する唯一の貴重な電気機関車であり、昭和53年に運行を終了し、当初解体	文 化 課

		の予定であったところ,市民の保存展示の要望を踏まえ,昭和55年に電気機関車の所有者である国鉄から借り受けた。 - この貴重な電気機関車を多くの方に見ていただけるよう,駅東公園に常設展示を行うとともに,10月14日の鉄道の日前後に,年に一度,E F 5 7-7 保存会の協力を得て電気機関車の内部を公開しており,令和5年度は約250名の見学者が来場した。 - 平成16年より「宇都宮の歴史と文化財」のホームページに掲載するとともに,令和5年9月にはライトライン周辺の案内冊子である「ライトラインおさんぽブック」に掲載するなど,継続的に周知を図ってきた。 「電気機関車の移設と今後の活用について」は,電気機関車の移設は,現在の所有者であるJR東日本の承認が必要であること,車体重量が重く老朽化が進んでおり,慎重な取扱いが必要であることなどの課題があるため,今後の更なる活用方策も含め,検討していく。 (教育次長)	
3月4日 佐藤 孝明 議員	4 公共施設老朽化問題について 小中学校の建て替えサイクルについて 将来的に少子化が進み,教育施設を集約,複合化させることなども見据えつつ,老朽化対策を行っていけるよう,防災拠点としての小中学校施設を,立地条件に	現在,校舎及び体育館の老朽化対策は,ほぼすべての学校で躯体の健全性が確認されているため,今ある建物を可能な限り活用し,迅速かつ効率的に建物の安全性の確保や施設機能	学 校 管 理 課

	よっては50年サイクルで建て替えていく必要があると考えるが、見解を伺う。	の回復などを図れる「長寿命化改修」を令和2年度から推進しており、建築後80年以上の使用を目指している。 - また、長寿命化改修においては、建物の老朽化対策に加え、多目的トイレの設置やバリアフリー化、窓ガラスへの飛散防止フィルムの施工など、避難所としての利用も想定した防災機能の強化を実施するとともに、照明のLED化など災害時にも有効である施設の省エネルギー化を図っており、建て替えと遜色のない改修を行っている。 - 今後とも、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設の老朽化対策に取り組むとともに、地域の皆様が災害時に利用する防災拠点としての機能も向上させながら長寿命化改修に着実に取り組んでいく。 (教育次長)	
3月4日 佐藤 孝明 議員	7 教職員の働き方改革について (1) 教職員の労働環境について 「第二次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」では、2027年度目標に1か月の時間外在校等時間が80時間を超える教職員をゼロにするとあるが少しでも早く解消し、さらに一歩進んで一日約3時間残業となる月60時間までゼロ目標にし、教職員の多忙感を解消してもらいたいと思うが、現在の市の取組状況やそ	- 本市の取組状況やその進捗については、これまで、自動音声応答による勤務時間外の連絡対応体制の運用や、家庭とのデジタル連絡ツールの導入、学校リフレッシュデーの実施などに取り組み、時間外在校等時間の削減について一定の成果を上げてきた。 - しかしながら、令和4年度の、本市小中学校の時間外在校等時間が1か月で80時間を超	学 校 教 育 課

	の進捗について伺う。 (再質問) 学校教職員の多忙感を早く解消してもらいたい。来年度予算で十分に対応可能なのか伺う。	える教職員は、200人を超えていることから、令和5年度、学校における「働き方改革アクションプラン」を見直し、令和9年度までに、時間外在校等時間が1か月80時間を超える教職員の人数を0人にするに加え、児童生徒と向き合う時間を確保できている教員の割合を90%にすることを目標として掲げた。 - 今後は、既に導入しているオンライン研修や、校務支援システムなど、デジタルを活用した校務の一層の効率化を図るとともに、新たに、多様な業務を抱える副校長を支援する会計年度任用職員を配置することなどにより、働き方改革の一層の充実に努める。 (教育長) - 答弁においても回答したとおり、校務のデジタル化や副校長の業務を支援する会計年度任用職員の配置に加え、各学校で業務を改善する取組の工夫に努めていく。 - 人員の配置についても必要であることから、国の予算による加配について、引き続き国や県に要望していく。 (教育長)	
3月4日 佐藤 孝明 議員	7 教職員の働き方改革について (2) 教職員の採用について 県公立学校新規採用教員選考試験において、実務経験者である非常勤講師からの採用枠の創設など、柔軟な制度の	本市としては、令和6年度に行われる「県公立学校新規採用教員選考試験」において、一次試験の一部が免除される「講師等経験者特別選	学 校 教 育 課

	見直しを県に働きかけることが必要であると思うが、学校関係の会計年度任用職員を募集してもなかなか集まらない現状を踏まえ、待遇改善など、どの様に人材を確保していくべきと考えるか見解を伺う	考」が新たに実施されることから、教員を目指す高い指導力や熱意のある非常勤講師に対し、この特別選考を活用できるよう、学級担任や部活動の顧問を担うことのできる常勤講師としての勤務を積極的に働きかけていく。 ・ 議員ご提案の、非常勤講師からの採用枠の創設については、新設される特別選考の状況を見据えながら今後の動向を注視していく。 ・ 次に、学校に勤務する市会計年度任用職員の確保については、待遇面では、諸手当の支給や昇給制度の導入などを実現してきたところであり、今後とも適宜、改善を図るとともに、県内の大学において、本市会計年度任用職員の説明会を実施し、教職の魅力について学生に直接伝えるなど、引き続き県内の大学や県教育委員会と連携を図り、質の高い人材の確保に努めていく。 (教育長)	
3月5日 菅原 一浩 議員	1 本市の都市魅力創造について (2) スポーツを活用したまちづくり推進ビジョンについて ・ 今後、ビジョンをもとにスポーツはもとより、観光、産業、健康など関連する分野の施策事業をどのように展開・連携させていくのか伺う。	・ これまで、「ひとり1スポーツ」を基本理念として掲げ、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進などを通じて「ひとづくり」に取り組むとともに、「FIBA 3x3 ワールドツアー」などの国際的イベントの誘致・開催や、プロスポーツチームと連携した地域活動など、まちの「魅力創造」や「交流機会の創出」に取り組んできた。	政 策 審 議 室 (スポーツ振興課) (産業政策課) (都市魅力創造課)

		また、国においても、スポーツ産業の市場規模の拡大に向け、スポーツコンテンツの魅力向上やイノベーションの創出促進などに取り組んでいる。 本市としては、市民の健康増進や地域の活力向上が図られるよう、スポーツが有する多面的価値を最大限高めるため、国の動向も踏まえ、これまでの「ひとづくり」や「魅力創造・交流」の取組を充実していくことに加え、そうした取組の更なる高度化などに寄与する「研究・産業」の取組の新たな推進や、各取組を下支えする「基盤づくり」の強化を柱とした、「スポーツを活用したまちづくり推進ビジョン」を本年1月に策定した。 「スポーツのまち うつのみや」の実現に向けて、スポーツを核として、様々な取組を分野横断的に展開することで、まちづくりへの好循環を生み出すことが必要であると認識している。 こうしたことから、「スポーツ」と「健康」を関連させた取組として、アスリートのノウハウや、ビッグデータなどの科学的根拠に基づいた運動メニューの開発による市民の健康増進などの「ひとづくり」を推進するとともに、「スポーツ」と「観光・M I C E」を掛け合わせた取組として、アリーナやスタジアムを活用したエンターテインメント性の高い観戦型スポーツツーリズムの展開による交流人口の増加やシビックプライドの醸成などの「魅力創造・交流」の取組を推進していく。	
	・ スポーツは、進め方によっては本市の成	・ 本市は、3つのプロスポーツチームのホーム	

	長産業となると考えるが、今後、どのような方向で「研究・産業」の取組を進めていくのか伺う。 ・ 様々な分野・施策との連携・融合を図る上で、多くの幅広い分野の関係者の連携が必要となるが、産学官の連携をどのような体制・方向で進めていくのか伺う。	タウンであるとともに、大学等の研究・教育機関や多くの民間企業が集積しているほか、産学官金の関係団体がスタートアップへの支援を行うコンソーシアムを構成するなど、スポーツが研究や産業活動と融合しやすい環境にあり、とりわけ、本ビジョンで打ち出した「東部スポーツウェルネスライン」には、野球場や体育館等の大型スポーツ施設に加え、全国有数の規模を誇り世界的企業を有する工業団地、また、人材育成やイノベーションの創出支援、スポーツ政策等に強みを持つ大学が複数立地するなど、高いポテンシャルを有している。 こうしたことから、健康や福祉に係る企業の誘致・集積を図るほか、市内においても新たな産業が生み出されるよう、民間企業や大学、行政の連携による研究・実証実験の場の創出や、事業化に向けた伴走支援など、スポーツの成長産業化につながる取組を推進していく。 さらに、障がい者や高齢者など誰もが気軽に取り組める運動メニューづくりや、地域スポーツ活動の担い手の養成など、スポーツの裾野を拡大する取組の強化を図る。 ・ 今後、スポーツや観光、産業等の各種関係団体、大学、行政など、多様な主体が連携し、本市が進むべき方向性の共有や地域課題の解決に向けた議論などを行うプラットフォームを新たに構築するとともに、そこで導出されたテーマに応じて、多種多様で幅広い分野における関係者のネットワーキングやマッチングなど、コーディネートを行いながら、新たな事業の創出を図っていく。	
--	---	--	--

		今後とも、子どもから高齢者まで、誰もがスポーツを通して自己実現が図られ、地域経済の更なる活性化につながる「スポーツのまち うつのみや」の確立に向け、全力で取り組む。 (総合政策部長)	
3月5日 菅原 一浩 議員	7 子どもの家事業について (1) 指定管理による成果について - 子どもの家が公の施設として位置づけられ、管理運営が指定管理者に移行されたことにより、どのような成果が出たのか伺う。 (2) 支援員の確保について - 指定管理者から、支援員が集まりにくいとの話が出ている中、実施主体である市が、活動しやすい施設整備や、指定管理者が支援員を雇用しやすい仕組みを検討することなども必要と考えるが、見解を伺う。	- 全ての施設においてサービス内容の統一化が図られ、地域との意見交換会や、利用者へのアンケート調査において、高い評価をいただいた。 また、支援員等の事務負担軽減、支援員同士の交流機会の増加、別の学校に通う子どもたちの交流が図られるなど、育成支援環境の充実が図られてきたほか、指定管理者のモニタリング制度の総合評価は全て「適正」となるなど、円滑な運営がなされていると評価している。 - 人員の確保は、原則として指定管理者が担うものと考えているが、事業の実施主体である市が子どもの家の施設整備や、指定管理業務内容の見直しなど、指定管理者が安定した運営ができるよう支援することも重要と認識している。 令和5年度は、求人方法や、シフトの組み方の工夫点などについて、指定管理者間の情報交換の場を設定し、情報共有を行った。また、労働環境の整備については、現場の支援員から意見をいただき、反映した。 引き続き、指定管理者や支援員の意見を伺い	生涯学習課

	(3) 長期休業時の支援員の配置について ・ 小学校長期休業における支援員の配置について、利用者の実態と、支援員が働く環境の観点から、本市の実情に合わせた対応が必要と考えるが、見解を伺う。	ながら、必要な対応を行っていく。 ・ 本市においては、「宇都宮市子どもの家条例」等において、長期休業日の開所時間を午前7時30分から午後7時までと定め、条例等に応じた支援員を確保することとしている。 条例等の制定にあたっては、必要とする方全てが確実に利用できる開所時間を設定する必要があるため、平成30年度に調査を実施し、現在の開所時間を設定した。 この開所時間・配置基準については、現状に合った適正なものと考えているが、指定管理1期目・2期目の運用状況や、保護者の働き方なども注視し、市内全てのエリアの募集時期・指定期間を統一する令和11年度に向け、必要な見直しを検討する。 (教育次長)	
3月5日 菅原 一浩 議員	8 地域と学校について ・ コロナ禍で保護者や地域の方々が参加できなかった学校行事の回復についてどのように考えているか伺う。	・ 「学校行事の回復について」は、コロナ禍において縮小を余儀なくされた様々な学校行事や授業参観等については、活動のねらいが達成できるよう、工夫して以前のように実施するとともに、効果的かつ効率的になった教育活動を継続させることも重要であると考えており、令和5年度は、こうした考えに基づいた「コロナ・リカバリープラン」に取り組み、教育活動の回復や地域との交流の再開を段階的に図っている。	学 校 教 育 課

	卒業式についてはコロナ禍前の姿に戻すべきと考えるが見解を伺う。	「卒業式について」は、会場の大きさや児童生徒の人数など、学校の実情に応じて参加者数を判断している学校もあることを承知しているが、卒業式は学校生活の節目として、最も重要な学校行事であることから、児童生徒の成長を支えてきた多くの方々と共に喜びを分かち合う式典となるよう、お世話になった地域の皆様を招待することが望まれると考えている。 - 卒業式については、学校の実情を考慮しながらも、教育活動にご協力いただいた皆様の思いに可能な限り寄り添えるよう努めていく。 (教育長)	
3月5日 高橋 英樹 議員	4 教育政策について (1) G I G Aスクール構想第2期に向けた取り組みについて 国のG I G Aスクール構想第2期を念頭に、指導者用端末も含めて、機器の更新等を確実に実施する必要があると考えるが、見解を伺う。	- 学校における授業内外において、児童生徒1人1台端末の活用を推進しているところであるが、一般的に、端末機器の耐用年数は5年程度と言われており、令和7年度中には、端末を調達する必要があることから、新年度には、予算化に向けた準備を進めていく必要があると認識している。 - こうした中、国においては、各自治体が、計画的かつ効率的に端末を整備していけるよう、各都道府県に対して、5年間を年限とした基金を設置するための財政支援を行うこととしたほか、都道府県を中心とする端末の共同調達に	学 校 管 理 課

		係るガイドラインが示されたところであり、今後は、「共通調達仕様書」の作成や調達スケジュールの策定など、県と県内自治体との各種調整が想定されている。 児童生徒や教職員の端末運用の実態を踏まえながら、学習活動に支障のないよう、この国の補助制度を活用し、指導者用端末を含め、最適な端末を調達していきたい考えであり、引き続き、端末更新を主導する国や県と十分に連携を図りながら、着実に取り組んでいく。 (教育次長)	
3月5日 高橋 英樹 議員	9 教育政策について (2) 部活動の地域移行に向けた取組について - 新年度予算に部活動地域移行の推進のための新規事業が盛り込まれたところであるが、どのような取組を進めていくのか伺う。 - 地域移行に向けて、近隣地域も含めた企業や大学などと連携した人材の確保や施設の活用などについて検討すべきと考えるが見解を伺う。	- 令和5年度、庁内関係各課による検討や学校関係者との意見交換会を実施し、部活動の地域移行に向け、指導者の確保や学校の実情に応じた活動環境の整備などの課題が挙げられたところである。 - 新年度は、新たに、学校関係者や学識経験者、スポーツ・文化芸術団体代表、行政職員などによる検討組織を立ち上げ、広く意見を聴取するとともに、部活動地域移行コーディネーターを配置し、各種団体との連携・調整を進めていく。 - また、人材の確保や施設の活用については、部活動地域指導者や部活動指導員の派遣を拡充することに加え、新規事業として、民間事業	学 校 健 康 課 (学 校 教 育 課)

		者等に所属している指導者を派遣する取組を試行的に実施し、人材の確保に努めるとともに、企業や民間団体、大学等が所有している施設の活用について検討していく。 今後とも、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保しながら、教職員の負担軽減も図ることができるよう、部活動の地域移行を円滑に進めていく。 (教育長)	
3月5日 高橋 英樹 議員	5 百人一首を活用したまちづくりについて 「百人一首のまち宇都宮」の魅力向上や普及啓発のため、本年開催される、30回目の節目となる百人一首市民大会の盛り上げ方や開催方法などについて伺う。	- 新年度は、「うつのみや百人一首市民大会」が第30回の節目を迎えることから、令和5年度当初から、更なる大会の認知向上や参加者の増加に向けた普及啓発の取組拡充の準備を進めている。具体的には、競技かるたに情熱をかける高校生を描き、映画化の際に本市のブレックスアリーナが撮影場所となった人気漫画「ちはやふる」とコラボレーションした原画展等の開催について、出版社と調整を進めている。 また、本市と百人一首のゆかりや百人一首市民大会をより広く周知するため、CM動画のデジタルサイネージでの放映や、大会参加者への学級かるたの無料配布、配布かるたを活用した講習会の開催などを計画している。 - 今後とも、節目となる第30回大会を契機として、「百人一首のまち宇都宮」の魅力を広く市内外に発信し、これまで以上に多くの皆様	文 化 課

		に,本市の歴史や文化の価値が伝わるよう,「百人一首のまち宇都宮」の魅力をより高めるための取組を進めていく。 (教育次長)	
3月5日 渡辺 道仁 議員	1 市長の政治姿勢について (4) 学校給食残渣の資源化について 食品ロスの削減や食品廃棄物のリサイクルなどの資源化に取り組むことが必要であると考え、令和5年度、学校給食における残渣量は推計でどのくらいになるのか。また、食材に占める残渣率は何パーセントなのか伺う。	令和5年度の学校給食における残渣量は、食べ残しと調理過程で発生する野菜や果物の皮などを合わせ、全小・中学校合計で約430トンと見込んでいるが、10年前と比較すると、約75トン減少しており、食育を推進してきた結果であると受け止めている。また、食材に占める残渣率は、全小・中学校平均で食べ残しは約5パーセント、野菜や果物の皮などは約4パーセントと見込んでいる。 (環境部長)	廃棄物政策課 (学校健康課)
3月5日 渡辺 道仁 議員	1 教育行政について コミュニティ・スクールについて 来年度予算において「コミュニティ・スクール」の試行的導入が計上されているが、来年度以降具体的にどのような計画で実行していくのか、見解を伺う。	本市においては魅力ある学校づくり地域協議会を設置し、「地域とともにある学校づくり」に大きな成果をあげているが国はコミュニティ・スクール導入を強く推し進めており、本市における必要性の精査が求められるため、試行的導入事業を実施する。 事業の計画については、新年度に小・中各2校程度のモデル校を設置し、報酬を伴う委員の任命と研修を行った上で、令和7・8年度には	学校教育課 (生涯学習課)

	現在、各地域に根付いている本市独自の「魅力ある学校づくり地域協議会」と、「コミュニティ・スクール」とのかかわりを、どのように考えているのか、見解を伺う。	学校運営の基本方針の承認などを試行する。 また、検証方法やモデル校の取組結果について意見交換するため、学識経験者等による会議を新年度より実施する。 魅力ある学校づくり地域協議会とコミュニティ・スクールとのかかわりについては、魅力ある学校づくり地域協議会における地域の特色を生かした多様な活動は児童生徒の豊かな学びや健全育成、安全確保において大切な役割を果たしているため、試行的導入事業の実施中は現在の組織や活動は変更せず継続し、実施後は、魅力ある学校づくり地域協議会を基盤とし、コミュニティ・スクールの取組等に有効性が見られた場合は、それらを取り入れていく。 (教育長)	
3月5日 渡辺 道仁 議員	3 教育行政について 子どもたちが、友達に紹介したい児童文学作品を選ぶ「うつのみやこども賞」事業が40年続いてきた要因と成果について見解を伺う。 また、来年度40周年を迎えるにあたり、どのような事業を開催しようと考えているのか見解を伺う。	- 昭和59年度から、公募で選ばれた小学校5、6年生の選定委員が、友だちに一番薦めたい本を選び、その作家を表彰する「うつのみやこども賞」事業を実施している。 「40年続いてきた要因と成果」については、普段読まないジャンルの本との出会い、友達と感想を共有する楽しさ、受賞作家の講演会でエピソードを聞ける楽しさが、子どもたちを引きつける魅力であることや、児童文学作品界での認知度が高まっていることなどが要因であると考えている。	生涯学習課

		- また、本市児童の読書量推計が、全国平均の2.5倍、図書館での児童書の貸出冊数でも、中核市でトップクラスであることなどの成果は、この事業も寄与していると捉えている。 「40周年記念事業について」は、新年度の開催に向けて、これから受賞作家と日程調整し、選定委員と共に内容を検討していくが、大人も子どもも、みんなが楽しめる節目にふさわしい魅力ある事業を企画していく。 (教育次長)	
3月5日 渡辺 道仁 議員	5 北西部地域体育施設整備事業について 本市の他の体育館にあるトレーニング設備と同じものではなく、北西部地域体育施設の特徴として、体力が低下している乳幼児や児童、高齢者や障がいのある方々が、気軽に健康的な身体を維持できる運動機械類の設置をすべきと考えるが見解を伺う。	北西部地域体育施設については、「誰もが気軽に利用でき、活発に利用される身近な施設づくり」などの整備方針を掲げた、「北西部地域体育施設整備基本計画」に基づき、これまで、具体的な施設配置や機能・規模について整理を行うとともに、段差のない仕上げや車いすに対応したエレベーターの設置など、高齢者や障がいのある方など誰もが快適に利用しやすい施設となるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを基本としながら、設計を進めてきた。 整備方針に基づく「誰もが利用しやすい設備の充実」に向け、トレーニング室には、地域の皆様のご意見や運動器具取扱い事業者等へのヒアリングを踏まえ、体力が低下している高齢者など誰もが安全かつ簡単に利用できる器具なども導入していく。 また、体育館内において、乳幼児や児童が遊びを通して、体力づくりにつなげられる運動器具を導入するとともに、屋外には、健康遊具や	ス ポ ー ツ 振 興 課

	・ 供用開始に向けて今後のスケジュールはどのようなになっているのか見解を伺う。	ランニングコースのほか、子ども向けボルダリングウォールを設置するなど、幅広い世代の方々が、スポーツを楽しむことができる施設としていく。 ・ 施設整備を受注する事業者が適切なスケジュールを確保できるよう事業実施に必要なとなる期間の整理を行い、供用開始時期を基本計画に示した令和8年度から令和9年度に見直した。 引き続き、権利者をはじめ地域の方々のご理解、ご協力をいただきながら令和6年度に、「設計」と「施工」を一括で行う事業者の募集・選定を行ったうえで、まずは、実施設計に着手するほか、用地取得を進め、令和7年度には、整備工事に着手するなど、着実な施設の整備に取り組む。 （教育次長）	
3月5日 保坂 栄次 議員	3 子育て・教育行政について ・ 物価が高騰する中、小中学校給食費の無償化を行うべきと考えるが、見解を伺う。	・ 本市では、食材に係る費用のみ保護者にご負担いただいております。生活困窮者に対しては、公的制度により食材費を全額負担しているところである。 ・ こうした中、令和4年度から「学校給食等支援事業」を実施し、食材費への支援を実施するとともに、令和5年度においては、9月及び3月の給食費を減額徴収するなど、保護者がより実感できるよう給食費の負担軽減を図ったところである。 ・ 給食費の無償化については、中核市教育長会等を通して国へ要望しているところであり、	学 校 健 康 課

		また、国においては、学校給食費の無償化に係る実態調査を行い、その結果を速やかに公表し、具体的方策を検討するとしていることから、本市としては、その動向を注視していく。 (教育長)	
3月5日 保坂 栄次 議員	3 子育て・教育行政について 冷暖房設備が未設置である小学校特別教室について、今後どのように進めていくのか見解を伺う。また、普通教室等の冷暖房設備の更新等を含め、リース方式と定めた理由と財政負担の見通しについて伺う。	- 本市においては、現在、過去に整備した普通教室等の空調設備の更新と小学校特別教室への新たな設置を計画しており、新年度から事業に着手できるよう、今議会に上程している新年度予算案において、空調設備の更新・整備事業の設計・施工、維持管理に係る事業費102億9千万円余、令和7年度から21年度までの15年間の債務負担行為を計上したところである。 - 事業手法については、民間活力の導入も含め、複数の事業方式を比較検討し、事業費の抑制や包括的な維持管理、スケジュールの短縮などの観点から最も優位性の高いリース方式を採用したところであり、財政負担の平準化にも寄与するものと考えている。 - 今後、事業の実施に当たっては、学校との綿密なスケジュール調整や、十分な安全対策を講じながら、円滑に進めていく。 (教育次長)	学 校 管 理 課

3月5日 保坂 栄次 議員	3 教育行政について ・ L R T開業に伴う鬼怒通りの車線減少後、駅東側の通学路の車両進入が増加していると感じているが、今後の通学路の安全対策について伺う。	・ 本市では、「宇都宮市通学路交通安全プログラム」に基づき、毎年、「通学路合同点検」を実施し、学校や地域から相談のあった安全対策が必要な箇所について、道路状況に応じて対策を講じている。 ・ 学校等からは、ライトラインの開業後、通学路への車両進入に関する相談は受けていないが、今後とも、警察や道路管理者等を交えた「通学路合同点検」のほか、道路状況の変化による保護者や地域からの日常的な相談に対しても、随時、関係機関と連携しながら安全対策を検討するなど、通学路の安全確保に努めていく。 (教育長)	学 校 健 康 課
3月5日 保坂 栄次 議員	4 駅東公園とその周辺の施設整備について ・ 駅東地区における温水プール整備計画の具体的な内容について伺う。	・ 駅東公園プールは供用開始後48年が経過し老朽化が進んでいることから、屋内プールとして再整備することとし、その整備場所については、市内でのプールの配置バランスやアクセス性を踏まえ、令和6年1月に策定した「スポーツを活用したまちづくり推進ビジョン」で打ち出した、ライトライン沿線の「東部スポーツウェルネスライン」のエリアにおいて候補地の選定を進めている。 ・ プールの機能については、子どもから高齢者までが健康増進や水に親しむことなどを目的に、気軽に利用できる施設として整備する方向で検討している。 ・ 今後は、引き続き、プール整備の候補地や機	ス ポ ー ツ 振 興 課

		能・規模について検討していくとともに、整備における民間活力の導入可能性の調査などに取り組む。 (教育次長)	
3月6日 長谷川 武士 議員	4 小中学校の図書室と図書館の書籍について ・ 本市が小学校・中学校の図書室や図書館，地区市民センター等で所有している「はだしのゲン」の書籍を副教材として教育や講座を行っているのか伺う。 ・ 広島市教育委員会は教材としての適否を見直したが，書籍の取扱いを含めて，今後どのように対処するのか見解を伺う。	・ 「はだしのゲンの書籍を副教材として行った教育や講座」については，今年度，小中学校において授業は実施されておらず，生涯学習センターや図書館主催事業における講座の実施もなかった。 ・ 「当該書籍の取扱いと今後の対処」については，市が所蔵する資料は「宇都宮市図書館資料収集方針」，学校図書室が所蔵する資料は「学校図書館ガイドライン」に基づいて開架しており，引き続き当該書籍の所有と閲覧の制限は必要ないものと考えている。 ・ 学校での授業においては，最も有効な資料を精選しており，戦争や平和について考えさせる場合には，宇都宮空襲に係る写真資料や戦争体験者の「平和語り」などが活用されている。 ・ 学校教育や社会教育における書籍の取扱いについては，関係法規に則り適切に対応していく。 (教育長)	学 校 教 育 課 (生 涯 学 習 課)

3月6日 長谷川 武士 議員	5 教員を取り巻く環境について - 文部科学省は、授業時間数が標準の1,015コマを大きく71コマ上回る1,086コマ以上の学校に対して2024年度から見直しを求めているが、削減方法を伺う。 - AIやICTを使った校務の効率化の具体的な取組を伺う。 - 教員業務支援員の全小中学校配置についての見解を伺う。 - 勤務間インターバルの導入に向けた検討について伺う。 - 学校での解決が難しい保護者や地域住民からの過剰な苦情や不当な要求については、教育委員会など行政の責任で対応	- 全ての小中学校において、授業時間数が1,086コマ未満と適切な状況であり、引き続き、適切な授業時間数を維持できるよう指導・助言を続けていく。 - 新年度は更に、デジタルによる出勤簿や決裁システムを導入するなど、ICTを使った校務の効率化を進めていく。 また、AIについては、国が実施しているパイロット校の成果や課題などを参考に、AIを適切に使った校務の効率化を検討していく。 - 本市では、教員の業務を支援する市会計年度任用職員を小規模の小学校に16名配置しており、教職員の負担軽減に効果的であることから、今後とも、県に対し、教員の業務を支援する職員の全校配置について引き続き要望していく。 - 勤務間インターバルを導入した他市では、教職員の時間管理に対する意識が高まる一方、適切な業務負担や協力体制の構築などが課題としてあげられている。 本市としては、国や任命権者である県の動向を注視していく。 - 市教育委員会では、学校や保護者等からの相談に対して、適切かつ丁寧に指導・助言を行い、必要に応じて、指導主事等が学校を訪問し、学	学 校 教 育 課
-------------------------------	--	--	------------------

	できる体制づくりが重要であると考えているが見解を伺う。 - 教員の働き方の改善は、子供たちのためになるという観点から、先の５点の取組で、どの程度の効果を予測しているか伺う。 (再質問) - 標準時間数は１，０１５時間であるが、本市はどのように捉えているか。	校と協力して問題解決に取り組んでおり、専門的な判断が必要な場合には、弁護士や精神科医、心理士で構成する「学校支援アドバイザー」による指導・助言を得るとともに、警察などの関係機関と連携しながら対応している。 今後は、臨床心理士等を活用するなど相談体制の強化を図っていく。 - 宇都宮市学校における「働き方改革アクションプラン」に基づく取組は、一定の効果を上げており、今後、デジタル化や部活動の地域移行など、本市独自の新たな取組により教職員の時間外在校等時間の更なる減少が見込まれており、児童生徒と向き合う時間が増加し、質の高い教育の実現につながるものと考えていることから、今後とも、実効性の高い取組を推進していく。 (教育長) - 本市は、予備時数を２０時間以下とするよう指導助言を行っている。 (教育長)	
３月６日 長谷川 武士 議員	６ 目指すべき学校教育について 人格の基礎が培われる幼児期から青年初期において、生きる上で基本である「社会性」と「規範意識」や「倫理観」を身につける重要性を養うために、目指すべき学校教育について伺う。	- 児童生徒一人一人がよりよい社会と幸福な人生の創り手となるためには、「知・徳・体」のバランスのとれた力のもとより、情報技術を適切に活用する力などを身に付けていくことが重要であると考えている。 - 本市においては、小中学校９年間の系統的な	学 校 教 育 課

	指導により，確かな学力，豊かな心，健やかな体などの生きる力を身に付けさせることや，情報活用能力の育成を図ること，体験活動を重視する「宮っ子心の教育」を推進し，自己肯定感や規範意識を醸成することなどに取り組んでいる。 ・ 「社会性」については，良好な人間関係を形成し，社会生活を円滑に営むことが重要になると考えており，他者と協働する取組の充実を図っている。また，「規範意識」や「倫理観」については，よりよく生きるための基盤となるものと捉えており，心の教育の充実を図るとともに，SNSを活用する際のルールやマナーを遵守するなど，「デジタル・シティズンシップ教育」を推進している。 ・ 今後とも，児童生徒一人一人が，心豊かでたくましく生きる人間力を身に付けられるよう，ウェルビーイングの向上を目指した学校教育を推進していく。 （教育長） ・ 発達の段階に応じて，小学校１年生から中学校３年生まで行っている。使用を規制することではなく，自ら考える教育を行っている。 ・ １人１台端末は全員が持っているので，それを使用するときに応じてルールやマナーを指導している。 （教育長）	
	（再質問） ・ SNSのルールやマナーについての指導をしているということだが，何年生から行っているのか。 ・ 小学校１年生，２年生ではスマホを持っていないと思うが，その学年にもルールやマナーの教育を行っているのか。	

3月6日 郷間 康久 議員	1 市長の政治姿勢に関すること (3) 魅力創造部における教育文化の位置づけについて 教育文化政策や人材育成については、学校や教育機関が主体性をもって発展や深化をめざすべきと考えるが、魅力創造部では、このような学ぶ文化を今後どのように継承していくのか、教職員配置はどうするのかについて見解を伺う。	- 次代を担う子どもたちの文化への興味・関心を高めるには市長事務部局移管後も学校教育と連携して文化行政を推進していくことが重要であると認識している。 「ジュニア芸術祭」などの学校と連携して開催するイベントについては、引き続き教育長が実行委員会の会長を担うほか、教育委員会との連携・調整を円滑に進めていく観点から、学校教育課の指導主事を新設される文化都市推進課に併任させることとした。 - これまで指導主事が中核を担ってきた文化財保護行政については、専門的なノウハウの保持とともに学校との連携を継続していく必要があることから文化課に配置されている指導主事を引き続き、文化都市推進課に配置するとともに学校教育課に併任させることとした。 - 新年度は、魅力創造部において、文化の持つ多面的価値をあらゆるまちづくりの資源と融合させ、新たな本市の魅力を創出していく。 (教育次長)	文 化 課 (人 事 課)
3月6日 郷間 康久 議員	2 ライトラインに関すること (3) 令和6年度のライトライン通学者について ライトラインの沿線にある平石中央小	昨年12月に平石中央小学校の土曜授業に合	教 育 企 画 課

	学校について、令和5年10月からライトライン通学のための入学相談会や募集を行ってきたが、入学相談会の参加状況や応募状況とその結果、新年度からライトラインで通学する児童数を伺う。	わせ、入学相談会を開催し、移住・定住相談窓口で情報を知った県外の方を含め、16世帯27名の方が参加し、入学後の具体的なイメージを持つことができたと考えている。 ・ 応募状況については、ライトライン通学による応募が5名、従来の隣接校からの応募が4名となっており、合計9名から応募があった。令和6年度の全校児童数は当初62名が71名となり、複式学級は、従来の見込みより1年早く解消する見込み。 ・ 令和6年度のライトライン通学者数については、制度を利用する新入生・転入生5名のほか、現在もライトラインで通学している在校生を加えた合計7名になると見込んでいる。 (教育長)	
3月6日 郷間 康久 議員	4 東部地域のまちづくりビジョンに関すること (2) 東部スポーツウェルネスラインについて ・ スポーツ行政を担当する魅力創造部が所管になると考えるが、経済部や保健福祉部とはどのような連携を図るのか伺う。	・ 本市において、「スポーツのまち うつのみや」の実現に向け、本年1月に「スポーツを活用したまちづくり推進ビジョン」を策定し、その中で、大学やスポーツ施設、工業団地など、豊富な地域資源や高いポテンシャルを有するライトライン沿線エリアを、産学官の連携による取組を強化する「東部スポーツウェルネスライン」として打ち出した。 本ビジョンの推進にあたり、スポーツと「健康」や「観光・MICE」、「研究・産業」など、	政 策 審 議 室 (スポーツ振興課) (産業政策課) (都市魅力創造課)

	- 東部地域を舞台として、どのような方法でスポーツウェルネス策（健康増進策）を展開し、何から実現を図っていくのか伺う。 - 高齢者のスポーツウェルネス策をどのように位置付けていくのか見解を伺う。	多様な分野を掛け合わせた取組を進めることが重要であることから、スポーツや観光政策を担う魅力創造部が中心となり、健康増進を担う保健福祉部や新産業の創出支援を担う経済部、共創の推進を担う総合政策部をはじめ、すべての部局が緊密に連携しながら、全庁一丸となって取り組んでいく。 - 多様な分野を掛け合わせた取組の推進にあたり、庁内の連携はもとより、スポーツや観光、産業等の各種関係団体や大学、行政など、多様な主体が連携し、施策を展開していく必要があることから、まずは、本市が進むべき方向性の共有や新たな価値の創出に向けた議論などを行うプラットフォームを構築するとともに、そこで導出されたテーマに応じて、新たな事業を展開したいと考えている。 このような中、東部地域については、ライトライン沿線の大学において、データサイエンスを活用し、地域産業を支える人材育成を目的とした新たな学部が創設されるほか、スポーツ用品等の開発に係るスタートアップ企業との連携が活発化しているなど、スポーツが研究や産業活動と融合しやすい環境にあることから、こうしたポテンシャルを踏まえ、モデル事業に関する実証実験などを行っていくことが有効であると考えており、新年度予算案として、実証実験などの費用を本議会に提案した。 - 本ビジョンにおいて、「子どもから高齢者までの健康増進」などの「ひとづくり」を柱のひとつとして掲げたところであり、今後、プラットフォームで様々な議論を進め、議員ご案内
--	--	---

		の、「高齢者のスポーツウェルネス策」についても、検討を進めていく。 (総合政策部長)	
3月6日 郷間 康久 議員	6 市民編成のジャズオーケストラ練習場について 市内ジャズオーケストラが、練習していた校舎の工事に伴い、約2年間部屋を使えなくなってしまったが、市側が別の練習場を確保するなど時限的な対応を講じ、積極的な支援と配慮をする必要があると考えるが見解を伺う。	- ジャズオーケストラ4団体のうち、「ジュニアジャズオーケストラ」以外の大人で構成される3団体については、昨年からの小学校の長寿命化改修工事に伴い校舎が利用できないことをご理解いただき、それぞれの団体において練習場所を確保している。 「ジュニアジャズオーケストラ」については、「ジャズのまち宇都宮」の次代を担う子どもたちの育成と費用負担の観点から、本市が練習場所として複数の生涯学習センターの貸出手続きの支援を行っているが、長期にわたる練習場所の転遷は、子どもたちと保護者の負担となっているため、負担軽減に向け、これまで市有施設の貸出について施設管理者等と相談してきたところであり、現在、対応可能な施設を数か所に絞り込み、貸出に向けた具体的な調整を進めている。 - 今後、大人の3団体についても、相談があった際は市有施設の案内を行うとともに、学校の改修工事終了後は、これまで同様の利用が可能となるよう施設管理者等と連携・協力体制を整	文 化 課

		え、練習環境の保持に努めるなど、引き続き、「ジャズのまち宇都宮」の振興に努めていく。 (教育次長)	
3月6日 出井 昌子 議員	1 令和6年度の施策と予算要望について グラウンドゴルフの大会があるたびに多くの高齢女性がつらい思いをしており、女性が十分に水分を取りながらスポーツを楽しめるよう、屋板運動場に屋外トイレを増やして欲しいが、見解を伺う。	屋板運動場のグラウンドの近くにある女子トイレについては、屋外トイレを1基、クラブハウスなどに多目的トイレを含めて屋内トイレを6基整備しており、他の施設と比べて同程度以上あるものと認識している。 さらに令和4年度には、利用者の要望を受け、クラブハウス内の通路にシートを張るなど、屋内トイレ5基を屋外トイレと同様に土足のまま利用できるようにするとともに、大会主催者を通じて、クラブハウスの屋内トイレを土足で利用できることの周知に取り組んできたところである。 こうしたことから、大会開催時においてもトイレの混雑は緩和されてきており、利用者アンケートにおいても、令和4年度以降、トイレの数が少ないなどの意見は無く、利用環境の向上を図ることができている。 また、新年度には、管理事務所内の和式トイレを改修し、屋板運動場のすべてのトイレを洋式にする計画である。 (教育次長)	ス ポ ー ツ 振 興 課
3月6日 出井 昌子 議員	1 令和6年度の施策と予算要望について 教育委員会が扱うべきと判断されてきた文化財などの所管を今回変えようとする理由と意義について伺う。	本市では、これまで文化財の保護を含めた文化行政を教育委員会において所管し、その振興に取り組みながら、心身共に健やかな「人づく	人 事 課 (文 化 課)

		り」や文化の薫る「まちづくり」を着実に実践してきた。 - このような状況の中、人や企業から選ばれ成長し続けるまち「スーパースマートシティうつのみや」の実現を加速化させるため、スポーツや文化のもたらす地域の活性化やにぎわいの創出、ウェルビーイングの向上といった多面的価値にも着目し、それらをさらに発揮させるとともに、あらゆるまちづくりの資源と融合させながら、新たな魅力を創出していくという考え方の下、スポーツ・文化活動の更なる振興はもとより、観光を含めた多様な資源を結集しながら、人の活力や都市の魅力向上に資する取組を一体的に推進していけるよう、スポーツ・文化行政を市長事務部局に移管し、新年度に設置する魅力創造部において所管することとした。 - 今回の移管により、国際・市民スポーツイベントや文化芸術イベント、観光、MICE等を契機として、国内外から訪れる人に本市の文化財を見て、触れていただく機会を増やすことで、それらを地域で守り、盛り上げていこうとする機運や結束力が高まっていくとともに、地域社会総がかりによる文化財の滅失や散逸等の防止、将来にわたる継承に繋がっていくものと考えている。 (行政経営部長)	
--	--	---	--

3月6日 出井 昌子 議員	1 令和6年度の施策と予算要望について 「歴史と文化」の所管部局が市長事務部局への移管にあたり、文化財などの重要性が軽視されないか危惧しているが、市は文化財や歴史的資源の活用・発信にどの様に取り組むのか見解を伺う。 「うつのみや遺跡の広場の更なる周知啓発と復元建物の今後の在り方について」見解を伺う。 (再質問) - うつのみや遺跡の広場へ見学に来る学校は、現在姿川中央小のみだが、他の市	- 本市の歴史文化資源を適切に保存し、その価値を広く情報発信し郷土愛の醸成やまちづくりに活かすことは大変重要であると認識している。 - 文化財保護法において地方自治体は、文化財の保存が適切に行われるよう努めなければならないとされており、本市も「宇都宮市歴史文化基本構想」において、歴史文化資源の適切な保存や魅力発信の強化、まちづくりへの有効な活用を基本方針として明確に位置付けており、魅力創造部においても、この方針に基づき、引き続き、歴史文化資源の保存と活用に取り組んでいく。 - コロナ禍において様々な事業が中止となっていたが、以前に実施していたイベントが再開できるようになったことから、今後、新たな魅力の発信に向け、指定管理者と連携を図りながら周知啓発を行っていく。 - 復元建物は、継続的に屋根の葺き替え工事等を行っているが、老朽化の進行や、茅葺屋根の材料や職人の確保などが課題であり、今後の在り方については、先進事例等を参考に調査・研究していく。 (教育次長) - 学校における見学等の活動は、学校ごとに校長の判断によって行われている。遺跡の広場に	文 化 課
------------------------------	--	--	--------------

	内の学校が見学しに来るようにできないのか。	については、見学候補地の一つとして周知していく。 (教育次長)	
3月6日 岡本 源次郎 議員	2 危機管理の対応について (2) 小・中学校の有事における対策について 火災、震災などあらゆる面から防災に備える必要があることから、今後、学校現場での防災用具の在り方についても検討を進めるべきではないかと考えるが、見解を伺う。	- 本市の小・中学校においては、様々な災害や周囲の状況を想定した避難訓練など、防災教育を実施することで、自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成を図っている。 - また、本市の全小・中学校において建物の耐震化を完了しており、学校施設の安全性は確保されているものと考えているが、ヘルメットなどの防災用具の在り方については、他自治体の事例などについて調査研究していく。 (教育長)	学 校 健 康 課

報告第 18 号

教育長の権限に属する事務の委任及び事務決裁規程及び宇都宮市教育委員会文書取扱規程の一部改正

教育長の権限に属する事務の委任及び事務決裁規程及び宇都宮市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について、次のように報告する。

令和 6 年 3 月 18 日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

宇都宮市教育委員会訓令第 1 号

教育長の権限に属する事務の委任及び事務決裁規程及び宇都宮市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

(教育長の権限に属する事務の委任及び事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 教育長の権限に属する事務の委任及び事務決裁規程（昭和 37 年教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ウ中「課長」の右に「(課長に相当する職を含む。以下同じ。)」を加え、同号エ中「課長補佐」の右に「(課長補佐に相当する職を含む。以下同じ。)」を加え、同号オ中「宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則（平成 14 年教育委員会規則第 7 号）第 14 条に規定する担当」を「係長に相当する職」に改める。

別表第 2 第 6 項及び第 7 項を削る。

(宇都宮市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第 2 条 宇都宮市教育委員会文書取扱規程（昭和 50 年教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表文化課の項及びスポーツ振興課の項を削る。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

教育長の権限に属する事務の委任及び事務決裁規程及び宇都宮市教育委員会 文書取扱規程の一部改正について

1 改正の理由

令和6年度の機構改革に伴い、文化課及びスポーツ振興課を市長部局に移管することなどから、関係規程を一部改正しようとするもの

2 改正の内容

(1) 教育長の権限に属する事務の委任及び事務決裁規程の一部改正

(第2条, 別表2関係)

- ・ 決定者に係る規定を整理する。
- ・ 教育次長, 課長等の専決事項について, 文化課及びスポーツ振興課に関する事項を削除する。

(2) 宇都宮市教育委員会文書取扱規程の一部改正 (第2条関係)

- ・ 公文に記載する課名等の略号について, 文化課及びスポーツ振興課の項を削除する。

3 施行期日

令和6年4月1日

教育長の権限に属する事務の委任及び事務決裁規程及び宇都宮市教育委員会文書取扱規程の一部改正 新旧対照表

1 教育長の権限に属する事務の委任及び事務決裁規程

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 教育長若しくはその委任を受けた者又は専決者（以下「決裁権者」と総称する。）が、教育長の事務について最終的にその意思を決定することをいう。 (2) 専決 専決者が、その規程に定める範囲に属する事務について決裁することをいう。 (3) 代決 決裁権者が、不在（出張、病気その他の事故等により、その意思を決定することができない状態をいう。以下同じ。）である場合において、この規程に定める者が、代って決裁することをいう。 (4) 決定 次に掲げる者（以下これらの者を総称して「決定者」という。）が、決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。 ア 教育次長 イ 学校教育担当次長（学校教育に関する事務及び学校に係る財務に関する事務に限る。） ウ 課長 エ 課長補佐 オ 係長 <u>（宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則（平成14年教育委員会規則第7号）第14条に規定する担当を含む。以下同じ。）</u> (5) 代理決定 決定者が不在である場合において、この規程に定める者が、代って決定することをいう。	(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 同左 (2) 同左 (3) 同左 (4) 決定 次に掲げる者（以下これらの者を総称して「決定者」という。）が、決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。 ア 教育次長 イ 学校教育担当次長（学校教育に関する事務及び学校に係る財務に関する事務に限る。） ウ 課長 <u>（課長に相当する職を含む。以下同じ。）</u> エ 課長補佐 <u>（課長補佐に相当する職を含む。以下同じ。）</u> オ 係長 <u>（係長に相当する職を含む。以下同じ。）</u> (5) 同左

別表第 2

事項	専決者	
	教育次長	課長
1 ～ 5 略		
<u>6 文化に関する事項</u>		
<u>(1) 芸術・文化団体との調整, 資料の収集, 作成配布</u>		<u>○</u>
<u>(2) 市指定文化財の所有者等の変更届等の処理</u>		<u>○</u>
<u>(3) 文化財愛護団体との調整</u>		<u>○</u>
<u>(4) 文化財便益施設等の設置</u>		<u>○</u>
<u>7 スポーツ振興課に関する事項</u>		
<u>(1) スポーツ施設の管理に関する事務</u>		<u>○</u>
<u>(2) スポーツ団体との調整</u>		<u>○</u>

別表第 2

事項	専決者	
	教育次長	課長
1 ～ 5 略		

2 宇都宮市教育委員会文書取扱規程

改 正 前		改 正 後	
別表		別表	
課名	文書番号	課名	文書番号
教育企画課	教企	教育企画課	教企
学校管理課	学管	学校管理課	学管
学校教育課	学教	学校教育課	学教
学校健康課	学健	学校健康課	学健
生涯学習課	教生	生涯学習課	教生
<u>文化課</u>	<u>教文</u>	冒険活動センター～雀宮生涯学習センター 略	
<u>スポーツ振興課</u>	<u>ス振</u>		
冒険活動センター～雀宮生涯学習センター 略			

報告第19号

令和5年度宇都宮市「学習内容定着度調査」及び「学習と生活についてのアンケート」の結果概要について

令和5年度宇都宮市「学習内容定着度調査」及び「学習と生活についてのアンケート」の結果概要について、次のように報告する。

令和6年3月18日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和5年度宇都宮市「学習内容定着度調査」及び「学習と生活についてのアンケート」の結果概要について

1 調査の概要

「実施結果報告書」(冊子) P 3-6

(1) 学習内容定着度調査

【令和5年12月13日(水)】

- ・ 宇都宮市立小学校第6学年の児童及び中学校第3学年の生徒
- ・ 小学校4教科(国・社・算・理), 中学校5教科(国・社・数・理・英)

(2) 学習と生活についてのアンケート【令和5年12月11日(月)～13日(水)】

- ・ 宇都宮市立小・中学校の児童生徒

2 「学習内容定着度調査」実施結果報告

「実施結果報告書」(冊子) P 8-36

(1) 結果概要(参考値は、他自治体で同じ問題による調査を実施した際の平均正答率)

ア 小学校6年生の状況

- ・ 小学校では、各教科の本市平均正答率を参考値と比較すると、算数、理科は上回っており、国語、社会はやや下回っている。また、基礎・活用問題別については、基礎問題では国語と社会、活用問題では国語を除くすべての教科で本市平均正答率が参考値を上回っている。

【小学校6年生：教科全体及び基礎・活用別の正答率】

教科	国 語		社 会		算 数		理 科	
	本市	参考値	本市	参考値	本市	参考値	本市	参考値
全体	<u>70.4</u>	71.7	<u>68.9</u>	70.0	<u>74.5</u>	70.4	<u>70.4</u>	69.5
基礎	<u>74.5</u>	75.5	<u>71.3</u>	73.1	<u>78.0</u>	76.0	<u>72.9</u>	72.2
活用	<u>62.8</u>	64.5	<u>62.7</u>	62.1	<u>66.4</u>	57.3	<u>64.7</u>	63.7

※下線は、本市平均正答率が参考値を下回った項目

イ 中学校3年生の状況

- ・ 中学校では、すべての教科において、本市平均正答率が参考値を上回っている。また、基礎・活用別問題についても、すべての教科で本市平均正答率が参考値を上回っている。

【中学校3年生：教科全体及び基礎・活用別の正答率】

教科	国 語		社 会		数 学		理 科		英 語	
	本市	参考値	本市	参考値	本市	参考値	本市	参考値	本市	参考値
全体	73.7	66.8	65.5	58.4	70.2	63.0	66.1	62.3	62.6	55.6
基礎	76.1	68.7	69.2	64.4	74.8	70.0	67.3	63.7	65.2	60.4
活用	69.7	63.5	58.2	47.0	57.8	44.1	62.6	57.8	56.6	44.4

(2) 各教科の状況について

各教科の状況においては、一部の領域や設問に課題が見られており、これらの課題について重点的に指導していく必要がある。

【各教科の状況と指導改善の方策】

○：良好な状況 ⇒：要因 ／ ●：課題が見られる状況 ➡：方策

国語	○小学校については、「我が国の言語文化に関する事項」の領域において、中学校については、基礎・活用、領域、観点別問題すべてにおいて、正答率が参考値を上回っている。 ⇒・叙述を基に、語句を調べ、文章の構造や内容を把握する活動の充実
	●領域：「情報の扱い方に関する事項」「書くこと」（小） ➡・文章や図表に含まれている情報をもとに、その関係を捉える学習の充実 ・書く活動に取り組む機会の設定、書く技能についての系統的な指導の充実
社会	○小・中学校とも、活用問題の正答率が参考値を上回っており、中学校については、基礎、領域、観点別問題すべてにおいて、正答率が参考値を上回っている。 ⇒・課題の解決に必要な情報を集め、読み取り、まとめる活動の充実
	●領域：国土の様子、日本の歴史（小）、歴史的分野（中） ➡・身に付けた知識や技能を活用して白地図や年表にまとめたり、説明したりする学習活動の充実
算数・数学	○小・中学校とも、「データの活用」領域の問題すべてにおいて正答率が参考値を上回っており、中学校については、基礎・活用、領域、観点別問題すべてにおいて、正答率が参考値を上回っている。 ⇒・日常生活と関連のある問題を解決する数学的活動の充実
	●領域：数と計算（小）、数と式（中） ➡・立式や計算方法の意味に係る知識の概念的理解の充実 ・問題解決過程で、図、式、言葉などの数学的表現をつなげる活動の充実
理科	○小・中学校とも、すべての領域で正答率が参考値を上回っており、中学校については、基礎・活用、観点別問題すべてにおいても、正答率が参考値を上回っている。 ⇒・見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行い、結果を整理し、考察する学習活動の充実
	●設問：アメリカザリガニが水草を切ることによる影響を指摘する問題（小） ➡・観察、実験などの結果を多面的にとらえさせ、より妥当な考えをつくりだし、表現させる指導の充実
英語	○基礎・活用、領域、観点別問題すべてにおいて正答率が参考値を上回っており、中でも「書くこと」の領域について、上回り方が大きい。 ⇒・関心のある事柄について、伝えたい内容を書く活動の充実 ・日常的な話題について自分の考えや気持ちを整理し文章を書く機会の充実
	●設問：対話文が成り立つように、空欄に入る適切な語句を選ぶ問題 ➡・定着にはある程度の時間を要することに留意し、言語材料に応じた文脈や場面を設定しつつ、表現等を繰り返し活用させる指導の充実

(3) 今後の取組について

- ・ 調査問題を有効に活用することで、自校の結果についてきめ細かな分析を行い、児童生徒の学習に係る課題とその要因を具体的に把握し、校内で共通理解した上で、学校全体で指導や取組の工夫・改善を図る。
- ・ 各学年の学習内容を確実に身に付けることができるよう、国、県、市の学力調査における本市児童生徒の学力の状況を一体的に捉え、各教科の課題に応じて、学期ごとや学年末などの学習のまとめの一層の充実を図る。

3 「学習と生活についてのアンケート」実施結果報告

「実施結果報告書」(冊子) P 4 0 - 6 2

(1) 児童生徒の状況

ア 学習に対する意識や取組について

資料編【表 1, 2】

「学習に対して、自分から進んで取り組んでいる」、「自分で計画を立てて、家庭学習に取り組んでいる」の設問に肯定的に回答した割合は、ほとんどの学年で昨年度よりも、やや減少している。また、小学校の学力調査を実施した教科の学習を「好きですか」の設問に肯定的に回答した割合は減少傾向にある。

イ 心の教育の充実について

資料編【表 3】

「自分やみんなのためになることは、がんばってやろうとしている」、「誰に対しても、思いやりの心をもって接している」の設問に肯定的に回答した割合は、すべての学年において90%前後の値を示している。

ウ 運動習慣について

資料編【表 4】

「休み時間や放課後、休日などに、自分から進んで運動をするようにしている」の設問に肯定的に回答した割合は、小学校では60%～70%台、中学校では50%～60%台であり、小学校4年生以降、学年が上がるにつれて減少する傾向が見られるが、多くの学年で昨年度よりも増加している。

エ 1人1台端末等の活用について

資料編【表 5】

「パソコンを使って、相手に分かりやすく自分の考えや調べたことを伝えることができる」、「インターネットを活用するとき、正しいかどうかよく考えて情報を得ており、また、責任を持って情報を発信している」の設問に肯定的に回答した割合は、ほとんどの学年で昨年度よりも増加しており、1人1台端末等の活用が進むとともに、情報活用能力が向上している傾向が見られる。

オ 携帯電話やスマートフォンについて

資料編【表 6】

携帯電話やスマートフォンの所持率や使用時間が、ほとんどの学年で昨年度より増加しており、家庭において携帯電話やスマートフォンを利用する頻度が高くなっている傾向が見られる。

(2) 課題等

- ・ 児童生徒の授業中の学習意欲や家庭学習への取組、複数の教科に対する興味・関心などが低下傾向にあることから、学ぶ楽しさを味わえるよう、授業を改善していく必要がある。
- ・ 家庭において、携帯電話やスマートフォンを利用する頻度が高くなっている傾向が見られることから、ネットトラブルなどの防止対策をより一層充実させる必要がある。

(3) 今後の取組について

- ・ 授業においては、児童生徒一人一人が「やってみたい」「解決したい」と思えるような教材提示による導入を工夫し、問題解決に向けた見通し・振り返りなどにより、粘り強く取り組むことができるよう学習活動を工夫するとともに、家庭学習においては、学習のまとめの月間の設定や、自主学習ノートの使い方の好事例を紹介する取組など、家庭における学習の習慣化を推進し、児童生徒が主体的に学習に取り組むことができるようにする。
- ・ 引き続き「情報モラル／デジタル・シティズンシップ教育年間指導計画」に基づき、ネットトラブルなどの防止対策に係るデジタル・シティズンシップ教育を推進し、より良い情報の使い手となるための教育を、保護者と連携して、計画的・継続的に行う。

資料編

1 「学習と生活についてのアンケート」実施結果報告について

【表1】 授業や学習に対する意識や取組について

設問内容		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
学習に対して、 自分から進んで 取り組んでいる。	R5	87.9	78.7	81.8	79.0	77.7	78.1	69.7	67.1	78.7
	R4	88.2	80.5	81.5	79.1	79.4	78.3	70.9	70.4	79.2
自分で計画を立て て、家庭学習に取り 組んでいる。	R5	—	—	67.1	64.2	64.8	66.6	56.6	52.6	62.3
	R4	—	—	64.4	65.2	65.1	68.4	59.6	55.2	65.1

【表2】 「教科の学習は好きか」の経年変化について

設問内容		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5-H26
〔小学校〕 次の教科 の学習は、 好きか。	国	75.2	76.0	76.0	76.1	75.3	74.2	72.5	71.2	70.8	70.1	－5.1
	社	73.0	73.8	73.9	73.5	71.3	70.7	68.5	65.0	64.2	63.2	－9.8
	算	77.8	77.4	77.8	77.8	76.8	75.3	74.4	72.1	70.7	69.9	－7.9
	理	87.9	86.1	85.8	86.7	86.6	86.0	86.8	86.2	85.6	84.0	－3.9

設問内容		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5-H26
〔中学校〕 次の教科 の学習は、 好きか。	国	66.6	67.2	65.6	68.7	70.3	71.7	70.2	68.5	69.0	67.3	0.7
	社	69.1	67.5	68.3	69.7	71.8	69.7	70.2	70.3	69.5	68.4	－0.7
	算	59.3	59.3	58.1	59.9	60.4	59.7	60.0	59.9	58.7	57.6	－1.7
	理	72.4	71.0	70.4	72.0	71.6	71.7	70.7	70.5	70.1	69.4	－3.0
	英	66.3	66.6	65.9	66.9	78.3	65.8	67.2	62.8	61.2	60.8	－5.5

【表3】 心の教育の充実について

設問内容		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
自分やみんなの ためになることは、 がんばってやろう としている。＊	R5	—	—	87.9	88.9	89.2	91.7	88.8	90.5	91.3
	R4	—	—	86.9	88.4	90.3	90.0	89.0	89.9	91.8
誰に対しても、 思いやりの心を持 って接している。	R5	93.6	91.5	90.2	90.0	89.4	92.1	90.3	91.9	93.6
	R4	94.6	92.3	89.8	89.9	91.7	90.4	90.7	92.6	94.2

＊R3年度までは、「自分やみんなのためになることは、つらいことでもがまんしてやろうとして
いる。」

【表4】 運動習慣について

設問内容		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
休み時間や放課後、休日などに、自分から進んで運動をするようにしている。	R5	79.0	77.4	78.6	77.1	73.0	67.7	62.4	61.3	55.2
	R4	77.4	76.9	77.1	77.4	72.3	64.4	62.7	62.4	54.4

【表5】 1人1台端末等の活用について

設問内容		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
パソコンを使って、相手に分かりやすく自分の考えや調べたことを伝えることができる。	R5	—	—	65.2	75.4	84.1	87.8	85.2	83.9	84.9
	R4	—	—	63.4	70.2	77.3	83.8	77.6	78.5	79.4
インターネットを活用するとき、正しいかどうかよく考えて情報を得ており、また、責任を持って情報を発信している。	R5	—	—	—	—	86.2	91.1	88.2	90.2	93.0
	R4	—	—	—	—	85.4	89.5	88.5	88.0	92.3

【表6】 携帯電話やスマートフォンについて

設問内容		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
自分の携帯電話やスマートフォンを持っている	R5	26.2	30.2	38.2	49.7	57.3	64.9	83.3	86.9	88.5
	R4	23.9	27.8	37.1	45.4	55.3	61.7	79.7	83.9	84.3
平日、1日に携帯電話やスマートフォンを使用する時間※	R5	44分	40分	51分	50分	52分	1時間6分	1時間24分	1時間31分	1時間29分
	R4	39分	43分	48分	46分	46分	59分	1時間22分	1時間27分	1時間23分

※使用内容は、電話やメール、SNSをしたり、インターネットのサイトを見たりする時間。

(学習、ゲーム、動画を見る、家の人との電話やメールは除く)

報告第 20 号

上神主・茂原官衙遺跡出土刻書瓦の重要文化財指定について

上神主・茂原官衙遺跡出土刻書瓦の重要文化財指定について、次のとおり報告する。

令和 6 年 3 月 18 日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

かみこうぬし もばらかんがいせき
上神主・茂原官衙遺跡出土刻書瓦の重要文化財指定について

1 重要文化財指定について

文化庁より上神主・茂原官衙遺跡出土刻書瓦（以下刻書瓦）が国重要文化財の指定を受ける見込みとなった。数か月後の官報をもって正式な告示となる。

2 上神主・茂原官衙遺跡と刻書瓦の概要

上神主・茂原官衙遺跡は、宇都宮市と上三川町にまたがる古代河内郡の役所跡と考えられる遺跡である。遺跡は政務を司る政庁と、税として徴収された稻等を収める倉庫が集まる正倉群で構成されている。

正倉群の中で唯一の瓦葺建物跡からは、「^{さわきべ}雀部」「^{もののべ}物部」「^{さかべ}酒部」などの人名が書かれた瓦が多数出土しており、奈良時代に河内郡に住んでいた約100人の名前を知ることができ、当時の人名がわかる全国的にも珍しい貴重な資料である。（※別紙参照）

3 指定内容

(1) 指定名称、点数

栃木県上神主・茂原官衙遺跡出土刻書瓦 1,461点

^{つけたり}附 刻書瓦残欠 831点

附 軒丸・軒平・道具瓦 59点（計2,351点）

※附とは、指定品に関連する物品や資料等を併せて指定し、保存を図ることである。本件の場合、刻書されているが文字が解読できない瓦の欠片や、年代を判別する根拠資料となる瓦類が附となる。

参考 市内所在国重要文化財（7件）

彫刻 …銅造阿弥陀如来坐像，大谷磨崖仏

考古資料…根古谷台遺跡土壇出土品，栃木県藤岡神社遺跡出土品

工芸品 …鉄塔婆

建造物 …旧篠原家住宅，岡本家住宅

4 所有者

宇都宮市・上三川町

※今年度中に、保管・活用についての両市町長の覚書締結

5 保管場所

宇都宮市とびやま歴史体験館（竹下町）内遺物収蔵庫に仮置きとする。

6 今後のスケジュール

4月～5月

東京国立博物館の新指定展にて指定品展示

5月2日(木)～7月15日(月)

とびやま歴史体験館にて指定品展示

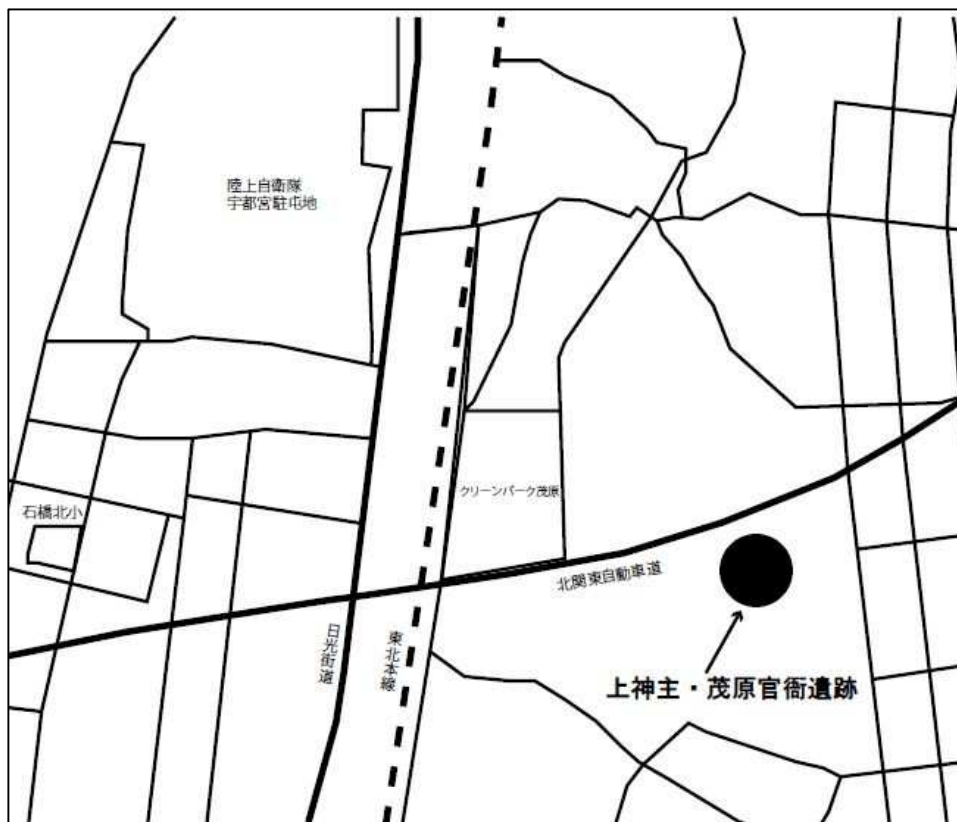
秋頃

重要文化財指定告示

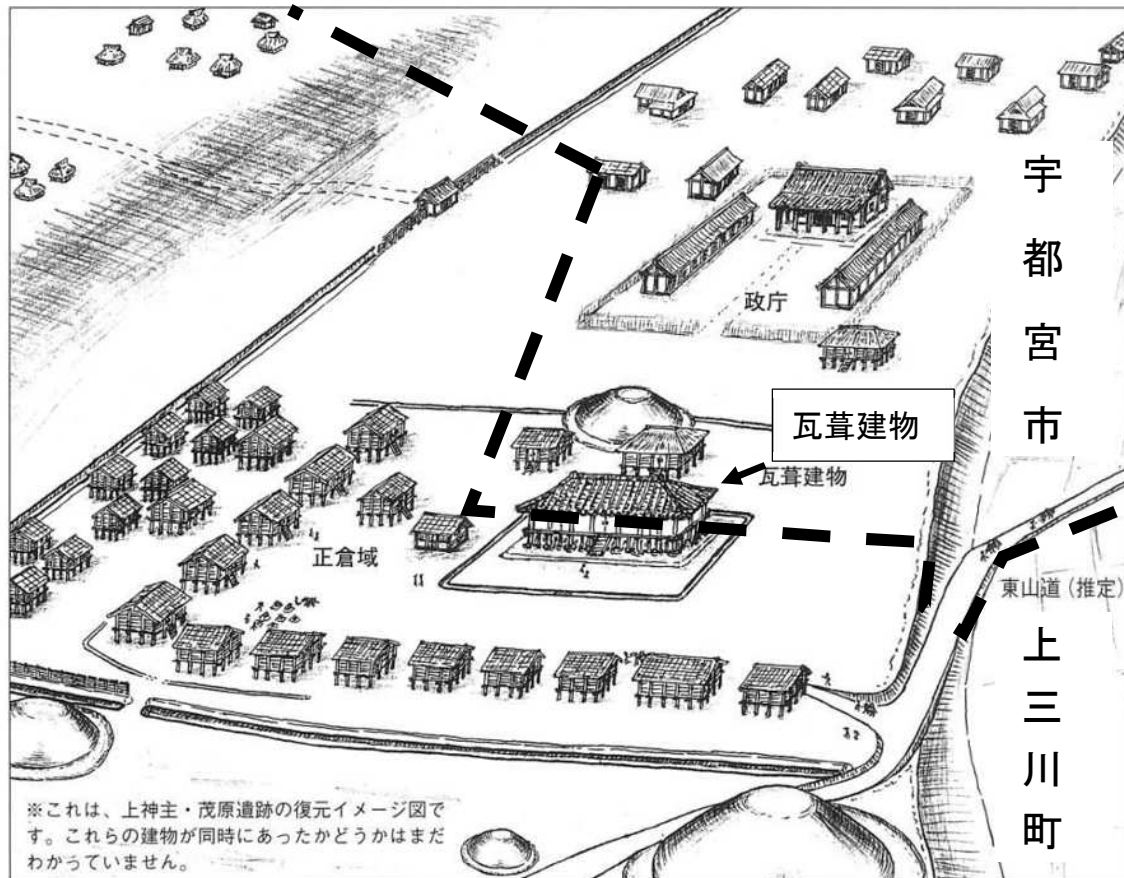
冬以降

重要文化財指定記念シンポジウム(上三川会場)

上神主・茂原官衙遺跡位置図



上神主・茂原官衙遺跡復元図と市町境



上神主・茂原官衙遺跡出土刻書瓦画像(丸瓦, 平瓦, 軒平瓦, 軒丸瓦)



上神主・茂原官衙遺跡出土刻書瓦画像(刻書部分拡大)



ライトラインを利用した通学区域弾力化制度等による
令和６年度入学者の２次募集結果について

１ ライトラインを利用した通学区域弾力化制度

（１）申請状況

- ・募集期間 令和６年１月１６日（火）～３月８日（金）
- ・申請者数 新１年生２名，新５年生１名，新６年生１名

（２）対応

- ・申請者のあった全学年について募集人数内であるため，すべての申請者について入学を承認した。

○平石中央小学校

学年	２次募集 募集人数	２次募集 申請人数	対応
新１年	１１名	２名	全員入学承認
新２年	４名	０名	—
新３年	９名	０名	—
新４年	１５名	０名	—
新５年	１４名	１名	全員入学承認
新６年	７名	１名	全員入学承認
計		４名	

（参考）平石中央小学校児童数の見込み【２次募集後】

	Ｒ５年度 児童数 (学区内のみ)	Ｒ６年度 児童数 (学区内のみ)	隣接校 弾力化	ライトライン弾力化		Ｒ６年度 見込み
				１次 募集	２次 募集	
１年	１６	１１	３	１	２	１７
２年	１１	１７	０	０	０	１７
３年	５	１１	０	０	０	１１
４年	６	５	１	０	０	６
５年	１３	６	０	０	１	７
６年	５	１３	０	０	１	１４
計	５６	６３	４	１	４	７２

児童募集

※令和６年度のライトライン通学者数は８名（在校生３名，制度利用者５名）
の見込み（３月１３日時点）

2 小規模特認校制度

(1) 申請状況

- ・ 募集期間 令和6年1月16日（火）～3月8日（金）
- ・ 申請者数 清原北小・城山西小 とともに0名

(参考)

清原北小学校児童数の見込み【2次募集後】

	R 5年度 児童数	R 6年度 児童数	児童募集	小規模特認校募集		R 6年度 見込み
				1次募集	2次募集	
1年	20	6		9	0	15
2年	21	20		0	0	20
3年	15	21		0	0	21
4年	20	15		1	0	16
5年	17	20		0	0	20
6年	19	17		0	0	17
計	112	99		10	0	109

城山西小学校児童数の見込み【2次募集後】

	R 5年度 児童数	R 6年度 児童数	児童募集	小規模特認校募集		R 6年度 見込み
				1次募集	2次募集	
1年	15	11		9	0	20
2年	18	15		1	0	16
3年	20	18		1	0	19
4年	15	19		0	0	19
5年	19	15		1	0	16
6年	20	19		0	0	19
計	107	97		12	0	109

令和５年度 社会教育委員の会議の結果について

- 1 開催日時 令和６年２月５日（月） １５時３０分～１７時１０分
- 2 開催場所 宇都宮市役所 １４大会議室
- 3 出席者 宇都宮市社会教育委員 １８名
- 4 傍聴者 ０名

5 内 容

- ・ 正副委員長選出
⇒ 委員長を河田委員，副委員長を菅野委員として選出
- ・ 議事
 - (1) 報告事項
 - ①第５４回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会の参加報告について
⇒ 参加した委員から大会の所見を報告
 - ②第３次宇都宮市地域教育推進計画後期計画及び実施状況について
⇒ 後期計画の進め方や実施状況を報告
 - (2) 協議事項
 - ①令和６年度 社会教育行政の基本方針及び重点施策について
⇒ 次年度に取り組む事業等も含めて説明し，協議
 - ②令和６年度 文化行政の基本方針及び重点施策について
⇒ 次年度に取り組む事業等も含めて説明し，協議
 - ③令和６年度 社会教育関係団体に対する補助について
⇒ 現在の状況を説明し，次年度の補助について協議
 - (3) その他
 - ・ 令和６年宇都宮市二十歳を祝う成人のつどいの実施状況について
⇒ 出席状況等の実施状況を報告

6 主な意見

【報告事項】②第３次宇都宮市地域教育推進計画後期計画及び実施状況について

- | | |
|------|--|
| 御意見① | 基本目標１のNo.9「情報教育の推進」について，令和４年度の実績５６５人に対して，令和９年度の目標６００人は少ないのではないかと。 |
| 回答 | 目標値を設定したのが，令和４年度中であり，基準値となる令和３年度の２６６人から５年間かけて，６００人を目指そうと考えたところではありますが，想定よりも大幅に受講者が増えていると考えている。 |
| 御意見② | コロナのときにお年寄りにはワクチン予約ができなかった。デジタルデバイトの増加により，デジタル化の進展で取り残される人がいないようにしていただきたい。 |

【協議事項】①令和6年度 社会教育行政の基本方針及び重点施策について

- | | |
|------|--|
| 御意見① | 社会人が学び直すことはとても意味があると感じているが、時間を取って学びに出かけていくことは企業等の負担にもなり、それをカバーすることについてどう考えているのか。 |
| 回答 | 現在、企業側から従業員に、会社のことだけでなく、地域のことを学んでもらいたいという声を伺っている中で、研修を行う時間帯などについても企業の意見を聞きながら検討を行っていく。 |
| 御意見② | 視覚障がい者のみならず文章を読むということ自体も困難を抱える子どもたちもいるが、図書館での取り組み等があれば、教えていただきたい。 |
| 回答 | 読書バリアフリー法を踏まえ、大活字本やLLブック、さわる絵本などを収集しているほか、デジタルサービスにおいては、音声読み上げと一緒に画像や文字を表示し、文字の大きさなどを変更させることが可能となる「マルチメディアデイジー図書」を今後新たに追加していき、多様な子どもたちが利用しやすくなるよう、取り組みを拡充していく。 |
| 御意見③ | 親学の推進について、参加者が自分の意見を尊重し合う経験を通じて学びを得るワークショップ形式の講座が行われており、主体的に意見を交換していく体験が良い効果を生んでいることから、今後もこういった対面で行われることが多く実施されることを願い、感じたことを話してみた。 |

【協議事項】②令和6年度 文化行政の基本方針及び重点施策について

- | | |
|------|---|
| 御意見① | 文化行政において、文化的価値の伝承と想像が非常に重要な役割になると思うが、行動という面で何らかの施策や育成作用があってもいいと思うが、そういうことに関する文化行政の視点についてはどうか。 |
| 回答 | 来年度から、文化環境を整えるため、文化会館においては、市内の専門学校と連携し、ワークショップの実施や、学んだものの発表機会の創出など次世代に繋げる取り組みを予定している。 |
| 御意見② | 学校での読書に関して、どのような姿勢や積極性を持って、社会教育に関わっているのか。 |
| 回答 | 今、学校には学校司書が全校配置になっている状況であり、ギガスクールということで、タブレットが生徒に配布されている。図書館の方でも電子書籍の導入や新たな取り組みを学校と連携し検討していくことに加え、低学年から読書活動を習慣にしていけるように、講座の充実などを展開していくよう進めている。また、宇都宮市の小中学生ともに読書率が全国でもトップクラスに位置されており、それを維持できるよう、今後も取組を継続・強化していきたい。 |

- 1 開催日時 令和6年2月21日（水） 10時00分～11時30分
- 2 開催場所 宇都宮市役所14D会議室（宇都宮市役所14階）
- 3 出席者 宇都宮市生涯学習センター運営審議会委員 16名
- 4 傍聴者 なし
- 5 議 事

【協議事項】

- (1) 令和5年度生涯学習センター事業実績 及び
令和6年度生涯学習センター事業計画（案）について
⇒① 「令和6年度生涯学習センター事業運営の考え方」
（8月の運営審議会で意見聴取した内容の反映箇所）について説明
② 令和5年度の生涯学習センター事業実施状況及び
令和6年度の生涯学習センター事業計画（案）について説明、承認

【報告事項】

- (1) 令和6年宇都宮市二十歳を祝う成人のつどいについて
⇒ 出席状況等の実施結果について報告
- (2) 第45回全国公民館研究集会
第63回関東甲信越静公民館研究大会長野大会について
⇒ 上記大会の概要及び全体会・分科会への出席結果について報告

【主な意見】

- 【協議事項】(1) 令和5年度生涯学習センター事業実績 及び
令和6年度生涯学習センター事業計画（案）について

御意見①	【別紙1】「4 生涯学習センターの役割」にある、「地域教育に関わる各分野の意識醸成の推進」は、各生涯学習センターのカリキュラムの中で細かく実施するというよりは、行政が目玉としている項目を、講座の前段等で話題に出していくということなのか。
回答①	市の施策を一つ一つの講座として実施することは難しい面があることから、「きっかけ」という視点から、主催講座の前段や、4回講座のうち1回の中に、各分野の内容をアイスブレイクとして盛り込むなど、地域教育に関わる各分野の意識醸成の推進を「生涯学習センターの役割」の中に取り入れたところである。
御意見②	事業計画書を見ると、「平日夜間や土曜の開催を視野に入れた実施」が少々見えにくく、そう多くない印象だが、何か理由があるのか。
回答②	生涯学習センター事業は、現在は計画の段階であり、今後、多少変わる可能性もある。令和4年度と令和5年度の実績を比較すると、平日夜間や土日の講座は、令和5年度の実施数が増加しており、今後も市民のニーズに応えた講座を実施していきたいと考えている。今後、資料の記載方法を検討する。

御意見③	「段階で応じた事業やレベル別の事業の実施」について、参加者の状況を特定しての講座の実施は、とても面白い試みだが、豊郷生涯学習センターの「スマホステップアップ講座」のような、レベル設定による講座を優先先行で実施した方が、参加者も満足感を得ることができ、より効果的な講座の運営になると考える。
回答③	参加者の状況やレベルに見合った講座を、各生涯学習センターで、実施していく。
御意見④	資料にある、「Vスタッフ」とは何なのか、教えていただきたい。
回答④	「Vスタッフ」と呼ばれる「宇都宮市講座企画・運営ボランティアスタッフ」は、市民目線の多角的な視点で各生涯学習センターや宇都宮市民大学の各種講座を企画する方達であり、現在、養成講座を修了した約60名が登録され、活動している。
御意見⑤	QRコードや電子申請システムを使用した情報発信について、即座にデジタル技術を活用した状態に進んでいくものなのか、一年ほど時間をかけて変えていくものなのか、スピード感を伺いたい。
回答⑤	スピード感については、世の中のデジタル化が進み、住民一人一人がデジタル技術についての知識を持つことが重要だと考えているが、短時間で、全ての方が、QRコードや電子申請システムを活用することは難しいことから、当面の間は、アナログとデジタル技術の双方の技術を活かしながら、徐々に生活に合わせていきたいと考えている。
御意見⑥ー1	市や各生涯学習センターのホームページを拝見したところ、昨年の講座の雰囲気や内容の掲載がないようだが、今後は、講座受講の興味関心を引くためにも、講座周知の際には、前回の様子がわかる写真やコメントなどの掲載があると、参加しやすいと思う。
御意見⑥ー2	自分が住む地区の生涯学習センターがどのような事業を実施しているのか、興味のある人が自分から探さないと情報が手に入らない現状がある。「さくら連絡網」の活用や、「まなびの施設ガイドブック」の幅広い周知など、父母世代にわかりやすい形式での情報提供の方法を検討していただきたい。
御意見⑦ー1	令和5年度の実績を見ると、参加者は70代が多く、50代の参加者がほとんどいない印象がある。今後は、50代を対象とした、これからの地域を担う人材を育てる講座の実施など、できるだけ満遍なく、40代から60代が興味を持ち、参加できる講座の実施を希望する。
御意見⑦ー2	世代間交流の一環として、子育て中の若い世代と、子育てがひと段落した世代との交流を増やすことが、子育て支援にもつながると思う。若い人と高齢者、小学生と高齢者など、どの世代でも、世代間交流の機会を増やしてもらいたい。
回答⑦	働き世代の参加・世代間交流は、どちらも課題として捉えている。今後も、40代・50代という働き世代のための生涯学習講座や、世代間交流を意識した講座を実施していく。

御意見⑧	魅力ある学校づくり地域協議会は、地区や学校で組織され、それぞれで内容や方向性が変わると思うが、PTA会長が代表となっているところ、または、各地区の団体長が代表となっているところ、それぞれの内訳を教えてください。
回答⑧	全94校中、PTA会長や各地区の団体長が会長を務める学校がそれぞれあるが、その内訳に関しては、後日回答する。 (【阿久津節子委員へ回答済】) 【魅力ある学校づくり地域協議会の内訳】 魅力ある学校づくり地域協議会：全94校 ・現PTA会長：10人 ・元PTA会長等：46人 ・地域団体長：13人 ・その他：25人
御意見⑨	青少年育成協議会の活動の一つとして、「リーダー講習会」を実施していたところ、当時の副所長より、同講座の廃止及び新規講座の実施を提案されたことがあった。意見の提案後は、育成会単体で活動を継続し、現在は、瑞穂野生涯学習センターの協力の元、共催で実施できているが、当時の市の方針が心に残っているため、この場で話をさせていただいた。

【報告事項】(1) 令和6年二十歳を祝う成人のつどいについて

御意見①	「二十歳を祝う成人のつどい」に招待される方々は、各学校で決めているのか。
回答①	「二十歳を祝う成人のつどい」の来賓招待は、各中学校区で実施委員会を立ち上げ、その実施委員長が招待するものと、市長が招待するものと2種類の招待方法がある。
御意見②	実施委員会の立ち上げについて、以前は、11月頃から立ち上げ、マニュアルに沿って実施していくという印象があった。今年は、実施委員となる二十歳を迎えた成人が集まりやすい、夏休みのお盆期間前後に実施委員会を立ち上げ、早期から対応したという点で、良い取り組みではないかと思う。

令和５年度第２回宇都宮市視聴覚ライブラリー運営委員会の結果について

- １ 開催日時 令和６年２月２０日（火）
- ２ 開催方法 書面開催
- ３ 委 員 瀧本家康委員長，坂井幸一副委員長，木嶋香保利委員，新村和代委員，高野寿映委員，須田浩太郎委員，鈴木智喜委員，石田達也委員，石塚勝委員，飯田真也委員

４ 議題及び主な意見

（１）視聴覚ライブラリー利用状況について（１２月までの中間報告）

- ・スタジオの利用数はコロナ以前の水準に戻っている。（令和元年度比で１割増）
- ・パソコン室の利用数，機材・教材の貸出数は前年度並。
- ・教材制作室の利用数は年々減少傾向にある。（前年度比で４割減）

【委員からの意見】

コロナが落ち着き，施設利用数が徐々に回復しているので，今後も更なるイベント等での設備の活用や施設のＰＲにより，利用促進を図ってほしい。

教材制作室は，教材に限らず一般の動画制作の相談等で活用できないか。

（２）視聴覚ライブラリー事業実績について（１２月までの中間報告）

- ・映画会の参加人数は２，０７６人。（前年度比で１割増）
- ・講座や研修等の参加人数は１５３人。（前年度比で１割増）

【委員からの意見】

全体に参加人数の増加が見られ，利用者のニーズに合った事業が展開されている。

市民が利用したくなる内容の企画とＰＲを引き続き検討してほしい。

（３）利用者アンケート結果について

- ・９６％の利用者が，施設利用や職員の接遇に「満足」または「ほぼ満足」と回答。

【委員からの意見】

全体に肯定的な回答が多くみられ，利用者目線に立った運営ができている。

（４）令和６年度視聴覚ライブラリー運営目標について

- ・視聴覚教材の整備充実と利用促進
- ・視聴覚設備・機材の整備と利用促進
- ・設備・機材を活用した学習機会提供の充実

【委員からの意見】

地域映像教材の活用は，中学年の社会科や「うつのみや学」などの学校教育でも重要であるので，プログラミング講座同様に充実を図ってほしい。

所有フィルムの保存や活用等をふまえ，社会状況の変化や見通しを持ちながら，利用者のニーズに応じた運営が必要であり，提案目標を進め，達成できることに期待する。

貴重な１６ミリフィルムの管理・保存のために，今後とも定期的に検査し，巻き直しに努めてほしい。



ぼうけん

第 28 号

令和6年2月

宇都宮市冒険活動センター

〒321-2102

宇都宮市篠井町1885-1

TEL.028 (669) 2441

FAX.028 (669) 2240

宇都宮市冒険活動センターでは、
里山の豊かな自然の中で、
自然体験活動を提供しています。
ここでは、今年度実施した
主催事業の様子をお伝えします。

BOUKEN



テーマは「SPECIAL」

約4年ぶりに実施することができた冒険キャンプ。今年のテーマは「SPECIAL」。初めて出会った仲間と共に3日間の冒険です。39人の仲間たちが、忘れられない特別な夏を過ごしました。

DAY 1 冒険の始まり



話し合い、手を取り合って、たくさん協力したインシアティブゲーム。夕食には手作りのビビンバとスペアリブで大盛り上がりでした。



DAY 2 夏の風物詩



息を合わせて必死にパドルを漕ぐカヌーの活動。進みたい方向に船首を向けるのは至難の業です。



川遊びで疲れた後に待っていたのは、アリーナ貸し切りの夏祭り。ヨーヨーや射的、自分で作る綿あめや焼きマシュマロ、盛りだくさんの活動を全力で楽しみました。

DAY 3 特別な思い出



仲間と共に過ごした冒険の森を苔を使って表現する活動「小さな森づくり」。様々な種類の苔を採取してお気に入りの木の実や石をボトルに入れ込みました。「この苔、杉の木に似ているね!」「ここには滝が流れているんだよ。」想像力とたくさんの思い出が詰まった世界にひとつだけの小さな森。子どもたちは素敵なお土産と一緒に笑顔で帰って行きました。



02

子どものもり
フェスティバル
10月8日

にぎやかな冒険の森

毎年多くの来場者でにぎわう、「子どものもりフェスティバル」。協力団体も増え、さらにパワーアップした今年の子どものもりフェスティバルは、大人から小さな子どもまでたっぷり楽しむことができるお祭りとなりました。

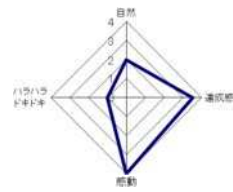
キャンドルづくり

今年からスタート

今回のフェスティバルから新たに始まったキャンドルづくり。ロウに、好きな色の絵の具をまぜて、紙コップに流し込み、冷ましたら完成です。



感じられる体験

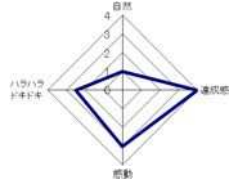
クライミングウォール
ニュースポーツ

だれでもたのしく

トップロープクライミングやストラックアウト等、種目が盛りだくさんです。年齢関係なく、みんなで楽しむことができます。



感じられる体験



昔遊び

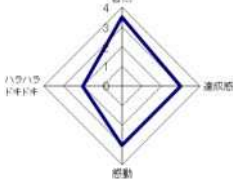
松寿会, 宇都宮市ベエゴマ協会

懐かしさ感じる...

竹ぼっくりや篠竹鉄砲、ベエゴマなどがあります。昔懐かしい遊びに、子どもより、大人の方が夢中になってしまうかもしれません。



感じられる体験



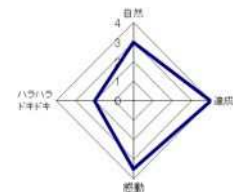
火おこし体験

あなたもチャレンジ！

みんなが熱中する火おこし。舞切り式と火打ち石式の2種類が体験できます。どちらも根気強くやらないとなかなかつきません。



感じられる体験



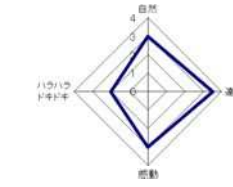
板焼き

思い出のカタチ

板を焼いて、周りのすずを磨き、絵付けをして…。世界に1つだけのオリジナルプレート完成。きっと素敵な思い出となるでしょう。



感じられる体験



楽しい体験が盛りだくさん

ネイチャーフレンドによるキーホルダー作り

自衛隊栃木地方協会本部による組み紐作り

宇都宮ネイチャーゲームの会によるネイチャーゲーム

宇都宮市レクリエーション協会によるチャレンジランキング

市立南図書館おはなしボランティアによる読み聞かせ

篠井地区ゆたかなまちづくり協議会による

手ぶちうどんと地元交流

子どものもりレストランによる特別メニュー

里山らしいフェス飯も！

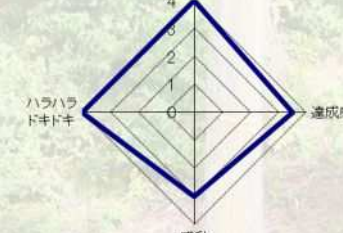
高さ約15メートル

それは、およそ学校の校舎3階。君は、この恐怖に打ち勝てるか。

揺れるワイヤー、不安定な足場。



感じられる体験



※身長135cm以上で体験可

ハラハラ、ドキドキ、つなわたり

木と木の間に張られたワイヤーの上を進んでいく「つなわたり」。ヘルメットにグローブ、ハーネスと命綱を装備して準備万端。さあ、冒険はクライマックスへ！





爽やかな春、心地よい風
さあ、新緑の山へでかけよう。



宮っこのホームマウンテンに

今年から新たに始まった春の主催事業「のぼろう! みどりのはるな山!」。今年は抽選で選ばれた8組の家族が標高524mの“榛名山”登山に挑戦しました。疲れてくじけそうになっても、親子で手を取り励まし合うことで無事に登ることができました。山頂では、たくさんの笑顔があふれていました。



ネイチャーゲーム

「見る」「聴く」「触る」「感じる」。様々な感覚を使って自然と触れ合い、発見を楽しみました。夢中になって生き物や植物を見つめる子どもたちの姿はとてかわいらしかったです。



野外炊飯

初めての事にどんどんチャレンジ! ドキドキの中、火をおこしたり野菜を切ったりしました。グループの友達と共に協力し合って作ったカレーライスの味は格別です。



登山

榛名山登頂を目指し、みんなで声を掛け合い登りました。「やっと頂上についたー!」「景色がすごくきれい!」「お腹すいたー。」山頂で食べる自作おにぎりに、子どもたちは舌鼓を打っていました。



テーマは「ふれあい」

今年は14組の家族が参加しました。野外炊飯もお正月飾りづくりも、家族みんなでやらないと完成することができない“ちょっと難易度の高いもの”。大人も子どもも夢中になって、たくさんの家族のふれあいがありました。



野外炊飯

門松・しめ飾りづくり

野外炊飯のテーマは「クリスマス」。ということで「ローストチキン・フォカッチャ・スマア」を作りました。お父さんに手を添えられながら野菜を切ったり、家族分のフォカッチャを子どもたちだけで作ったりするなど、子どもたちも大活躍! 楽しい料理を通して、家族の絆が深まったようです。

お腹がいっぱいになった午後は、「門松・しめ飾りづくり」にチャレンジ! のこぎりやハンマーなどの道具を使って、慣れない作業に戸惑いながらも助け合って作りました。「やったあ。完成♪」「早く飾りたいな!」家族の思いがたくさんつまった、世界にひとつだけの特別なお正月飾りができました。



宮っこのホーム・マウンテン を目指して

『子どものもりのSDGs』

当センターでは、SDGsの取組を推進しています。使い捨て容器入り飲料の利用を減らして環境負荷の低減や魅力的なまちづくりを推進する『Refill Japan』の活動に賛同し、わんぱく広場の水道を給水スポットとして登録しました。是非、マイボトルを持って登山や園内散策をお楽しみください。



『赤ちゃんの駅』に登録

～子育てを応援します～

お子さんを連れてゆっくり園内をお散歩してみたいかがでしょうか。気軽に声をかけください。

※休館日を除く火～日曜日
(9:00～17:00)



『こどものもりのNew Face』



廃材を活用して作成した『森のなかまたち』が登場。

僕たちがどこにいるか探してみてね♪

『冒険』で光り輝く

宇都宮市冒険活動センター 所長 山崎 正士

当センターは、平成8年の開設以来、28回目の春を迎えようとしています。「日常ではない『環境』を生かし、『プログラム』を通じて、市民に『感動』と『気づき』、『充実感』を提供する『宮っこのホームマウンテン』づくりを目指します」との運営理念のもと、様々な事業に取り組んでいます。その中でも、「冒険活動教室」は、当センターの中心を担う事業です。市立の小学5年生及び中学1年生が実施する2泊3日の宿泊体験学習を受け入れ、宇都宮市の子どもたちが安全に楽しんで活動できるよう支援しています。

昨今の子どもたちの生活環境は、急速に変化しています。特に、コロナ禍において対面コミュニケーションの制限を余儀なくされたほか、インターネットや情報機器、AIなどが浸透したことによる人と人とのコミュニケーションの在り様が変わっています。このことは、これまで教育の課題とされてきた子どもの『生きる力』をはぐむことにも多大な影響を与えていると言えるのではないのでしょうか。なぜなら、子どもの成長における体験機会が生活レベルで減少している状況にあるからです。これらのことから、これまで以上に実体験を伴う体験活動機会の重要性が増していると考えられます。

当センターにおいて『冒険』とは、「まだ経験したことはないけれど、少し頑張ればできることへの挑戦」と捉えています。そして、新時代を担う子どもたちに価値ある体験をしてほしいと願い、活動の中で、新たな発見や困難を乗り越えるチャレンジをしてほしいということを伝えています。当センターでの子どもたちは、冒険活動教室や主催事業において様々な活動を全身で体験し楽しむ中で、普段以上に、前向きな態度や友達を気遣う行動など、目を見張る輝きや変化を見せ、ここでしか得られない特別な時間を過ごします。

今後も冒険活動センターが子どもたちの育ちに貢献し続けていくため、常に、運営理念に立ち返り、施設、プログラムのアップデートに取り組んでいきます。子どもたちの育ちを支えるセンターにとっても、『冒険』が続きます。

＜発行・編集＞

宇都宮市教育委員会事務局スポーツ振興課 宇都宮市冒険活動センター

〒321-2102 宇都宮市篠井町1885-1 《TEL》028-669-2441, 028-669-2445（予約専用）

《FAX》028-669-2240

《ホームページ》<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/sports/bouken/index.html>

《メールアドレス》u46100300@city.utsunomiya.tochigi.jp

※宿泊利用、主催事業、休館日等についての詳細はホームページ、SNS（Facebook、Instagram）、広報うつのみやでご確認ください。



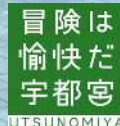
冒険活動センターHP



Facebook



Instagram





「宮っこを守り・育てる都市宣言」 発表イベント

参加無料

宇都宮市では、子どもたち一人ひとりが、地域社会の中で人間力を高めながら、自分らしく、当たり前で成長できるまち「宇都宮」の実現に向け、「宮っこを守り・育てる都市宣言」の制定に取り組んでいます。

この宣言を市内外に広く発信するため、宣言の発表イベントを開催します。ぜひご参加ください。

託児スペースあり

当日受付20名まで

事前申込制

定員1,500名

申込者多数の場合は抽選

日時

3/20 (水・祝)
10:00~12:00

会場

ライトキューブ宇都宮1階大ホール

[宇都宮市宮みらい1-20]

※施設に駐車場はありません。
可能な限り公共交通等でお越しください。
※車でお越しの方は
近隣の駐車場をご利用ください。



プログラム

9:00 開場

10:00 開会

「イノベーション^{みや}ユース会議」参加者による発表
宮っこを守り育てる都市宣言 発表など

10:30 **森三中 大島美幸さんの
トークショー**

「“大島家流”子育て 笑う家族に福来る」
栃木県出身で一児の母でもある大島美幸さんから、
ご自身の子育てに関する経験談やエピソードなどを
語っていただきます。

11:15 **ステージイベント
「ワンワンとあそぼうショー」**

Eテレでおなじみのワンワンとたのしい仲間たちが
歌や踊りを繰り広げる楽しいステージショーです。

12:00 閉会

※プログラムの時間は目安です



©NHK-NED

**うつのみやに
ワンワンがやってくる!**

**森三中 大島美幸さんの
トークショー開催!**

**こちらからも
お申込み
いただけます!**

**参加申込
方法**

<https://www.cnplayguide.com/miyakkoevent/>
上記WEBサイトから必要事項を記入しお申込みください。

申込期限

3月3日(日)まで

▶抽選結果は、3月上旬にお申込み
いただいたメールアドレス宛に、
通知させていただきます。
▶車いす席をご希望の方は、お申し
込み時に備考に「車椅子席希望」
とご記載ください。



「宮っこを守り・育てる都市宣言」 について

子ども部 子ども政策課

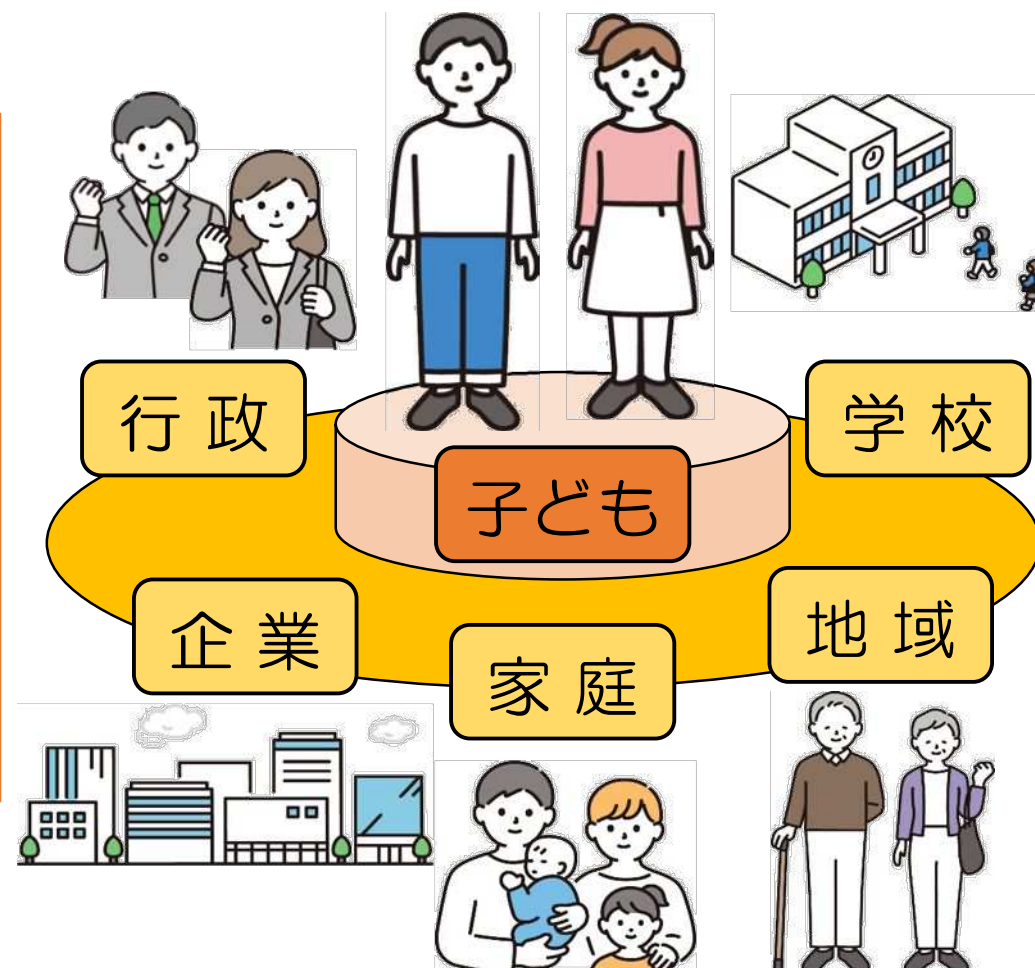
「宮っこを守り・育てる都市宣言」について

「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定！

子どもや子育て家庭が抱える問題が複雑・多様化する中、子どもたちが安心して、健やかに成長するためには、地域社会が一体となり、市民一人ひとりが主体的に、子どもを守り・育てる行動を実践していくことが重要です。

また、子どもは「守られるもの」であると同時に、「自ら育つもの」でもあります。

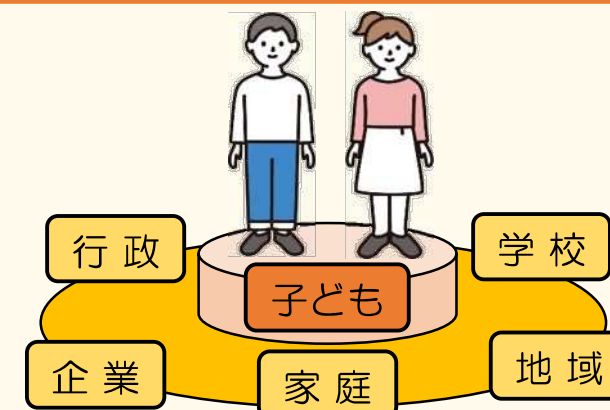
このような考えの下、子どもたち一人ひとりが、地域社会の中で、「人間力」を高めながら、自分らしく、当たり前前に成長できるまち「宇都宮」を実現するため、「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定しました。



宣言の制定に当たっては、有識者等で構成する「子ども・子育て会議」や議会のほか、「イノベーションmiyaユース会議」において、子どもたちから直接意見を伺いました！

『宮っこを守り・育てる都市宣言』

今を生きる，そして未来を生きるこどもたちへ
自分の将来に，夢や希望をもてていますか
周りの大人は，あなたを見守り，支えてくれていますか
自分の意志や思いを，周りの大人に伝えられていますか



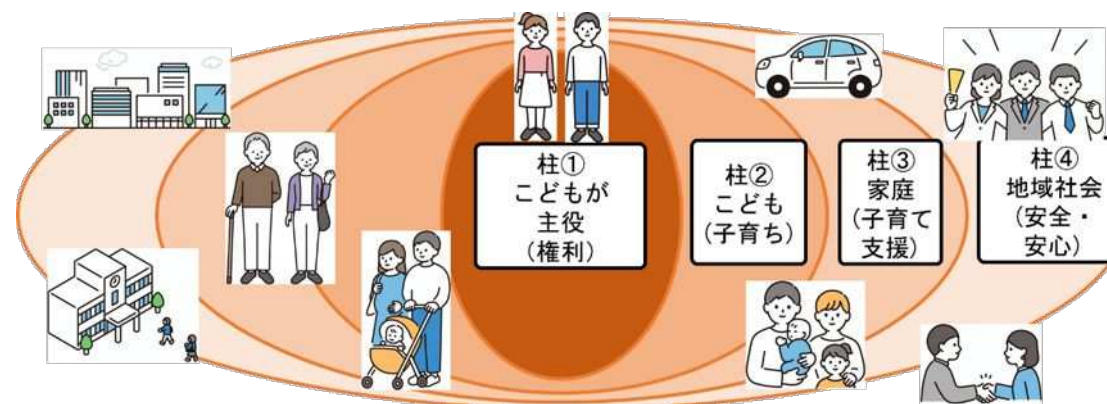
すべてのこどもたちが生まれ育った環境に左右されることなく，思いやりの心をもって，人間力を高めながら，笑顔でいきいきと成長できる社会の実現に向け，私たちは，地域が一体となって宮っこを守り・育てる都市を目指し，ここに宣言します。

宮っこはいつの時代もうつのみやの宝 みんなで守り，育てます。

- 1 こどもが個人として尊重され，こどもの今とこれからにとって最もよいことをこどもと一緒に考え，その実現に取り組みます。
- 2 こどもが夢や希望にあふれ，心豊かに成長できる環境づくりに取り組みます。
- 3 すべての家庭が，安心してこどもを産み育てることができる環境づくりに取り組みます。
- 4 地域社会が，こどもを温かく見守り，安全・安心の確保や一人ひとりに合った支援に取り組みます。

【本宣言の特徴】

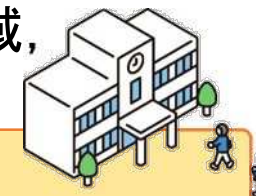
- こどもの現在・未来を見据えて、地域社会全体で実践する宣言であること
- 「子どもの権利条約」や「こども基本法」などを踏まえ、子どもの意見を直接、反映した宣言であること
 - ・ こどもを対象としたアンケート調査や直接の意見聴取（イノベーションmiyaユース会議事業）の実施
 - ・ 宣言の冒頭において、子どもたちに自分自身の状況を確認してもらえるよう、また、大人が自らの行動を自問自答する機会となるよう問いかける表現を用いていること など
- 「子どもの権利」や「健全育成」、「子育て支援」など、幅広い視点を包括的に盛り込んだ宣言であること
 - ・ 宣言の4つの取組に反映



「宮っこを守り・育てる都市宣言」について

【各主体の取組イメージ（一部抜粋）】

本宣言を踏まえ、子どもを守り・育てる具体的な行動を実践できるよう、家庭、学校、地域、企業、行政の子どもを取り巻く各主体に期待される具体的な取組イメージは以下のとおり。



【家庭】

- ・ こどもに「大好きだよ」、「大切な存在だよ」と伝えましょう。
- ・ 習い事や休日の過ごし方など、こどもに関わることを決めるときには、こどもの意見を聞きましょう。



【学校】

- ・ 確かな学力や豊かな人間性、健康・体力など、明るい豊かな社会の創造に寄与する「人間力」の向上に努めましょう。
- ・ こどもたちが交通事故に巻き込まれることがないように、安全な歩行や自転車の利用など、交通安全教育に取り組みましょう。

【地域】

- ・ こどもたちが安全・安心に通学でき、交通事故や犯罪などに巻き込まれることがないように、地域の方々と協力しながらこどもたちの登下校を見守りましょう。
- ・ こどもや子育て家庭への笑顔の声掛けを心がけましょう。



【企業】

- ・ 「共働き・共育て」の実現に向け、子育て中の方の育児休業の取得促進に取り組みましょう。
- ・ 職業体験や工場見学など、こどもたちの将来の職業選択の幅が広がる取組を行いましょう。



【行政】

- ・ こども行政を市の重要課題の1つとして、子どもを守り・育てるための施策・事業の推進に向けて、本市が一丸となって取り組みます。
- ・ 本市のこどもたちの意見表明の機会を確保するとともに、こどもたちの意見を尊重し、本市のあらゆる分野の施策に最大限反映させます。



【参考】宣言の理念の実現に向け，新年度に実施予定の主な施策・事業

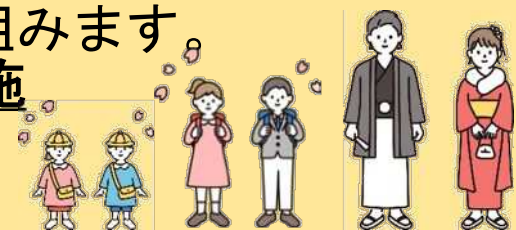
- 1 こどもが個人として尊重され，こどもの今とこれからにとって最もよいことを
こどもと一緒に考え，その実現に取り組みます。

- ・【**拡充**】イノベーションmiyaユース会議事業の拡充
- ・【**新規**】子ども・若者への意見聴取の強化
- ・子どもの権利に関する周知啓発の実施 など



- 2 こどもが夢や希望にあふれ，心豊かに成長できる環境づくりに取り組みます。

- ・【**拡充**】児童文学作品「うつのみやこども賞」40周年記念事業の実施
- ・【**拡充**】宇都宮学の推進
- ・【**新規**】小学生への「t o t r a」の配付 など



- 3 すべての家庭が，安心してこどもを産み育てることができる環境づくりに取り組みます。

- ・【**拡充**】多子世帯への支援の充実
- ・【**拡充**】児童手当・児童扶養手当の拡充
- ・【**拡充**】乳幼児健康診査の拡充 など



- 4 地域社会が，こどもを温かく見守り，安全・安心の確保や一人ひとりに合った支援に
取り組みます。

- ・【**拡充**】共に支え合う地域づくりの推進
- ・【**新規**】児童相談所の設置に係る検討
- ・【**新規**】子育て世帯訪問支援事業の実施
- ・【**新規**】交通安全・防災・防犯に関する取組の推進 など



【宣言の周知に係る取組】

(1) 「宮っこを守り・育てる都市宣言」発表イベントの実施（詳細は別紙 1 参照）

日 時：令和 6 年 3 月 2 0 日（水・祝） 1 0：0 0～1 2：0 0

会 場：ライトキューブ宇都宮 1 階 大ホール

内 容：① 「イノベーションmiyaユース会議」参加者による活動発表
② 「宮っこを守り・育てる都市宣言」の発表
③ 大島美幸さん（森三中）によるトークショー
④ ステージイベント「ワンワンとあそぼうショー」

(2) 「こどもまんなか応援サポーター」への参加（詳細は別紙 2 参照）

- ・ 「宮っこを守り・育てる都市宣言」の制定を契機とし、こども家庭庁が推進する「こどもまんなか応援サポーター」への参加を表明するとともに、参加いただける企業等を募集

※ 上記以外にも SNS やリーフレットなど様々な媒体を活用して周知に取り組んでいく。

「宮っこを守り・育てる都市宣言」について

「宮っこを守り・育てる都市宣言」及び「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、宇都宮市と共に、「こどもまんなか応援サポーター」に参加する企業等は以下のとおり。

No.	企業等の名称	主な取組概要
1	宇都宮商工会議所	地域企業の「子育てと仕事の両立」を推進
2	株式会社栃木サッカークラブ	栃木SCツナガルプロジェクト, ゆめプロジェクト, 夢パス
3	サイクルスポーツマネージメント株式会社 ／宇都宮ブリッツェン	子どもと親への自転車の乗り方教室の実施及びフィールドの提供
4	株式会社栃木ブレックス	幼稚園, 保育園, 小・中学校への訪問
5	宇都宮ライトレール株式会社	未就学児の運賃を大人1人につき2名まで無賃のところ3名に変更（4月以降実施予定） 優先席利用への配慮を呼びかける車内アナウンスを実施（3月以降実施予定）
6	関東自動車株式会社	未就学児の運賃を大人1人につき2名まで無賃のところ3名に変更（4月以降実施予定）

今後は、更なる参加者の拡大に向け、多方面への周知に取り組んでまいります。